

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、町内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策に関し、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに住民の生命、身体、財産を地震災害から保護し、また被害を軽減することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合にあってもこの計画を準用しながら対処する。

また、この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねる。

なお、法第3条の規定により、宮城県「全域」が推進地域に指定されている。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により「色麻町地域防災計画」の「地震災害対策編」として、色麻町防災会議が作成する計画であり、本町の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な、基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。

本町では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や県、地方公共団体等の行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、ソフト対策とハード対策のとりうる手段を組み合わせ、地域の特性等を踏まえつつ一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することにより地震防災対策を推進する。

第3 計画の修正

1 修正の概要

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により毎年検討を行い、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期する。

特に、東日本大震災後の災害対策基本法の大改正等を背景とした平成25年2月及び平成26年2月の修正においては、東日本大震災の教訓等を踏まえ以下の方針に基づいて大規模な見直しを行った。

2 見直し方針

(1) 東日本大震災の教訓の反映

町は、東日本大震災の教訓を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、住民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進める。

(2) 検証結果等の反映

東日本大震災の主な特徴として「被災地域が広大」「中長期にわたる災害対応」が挙げられており、大震災から得られた教訓や課題のほか、県がまとめた「宮城県の6か月間の災害対応とその検証」の結果を踏まえ、幅広く検討し、修正可能なものから見直す。

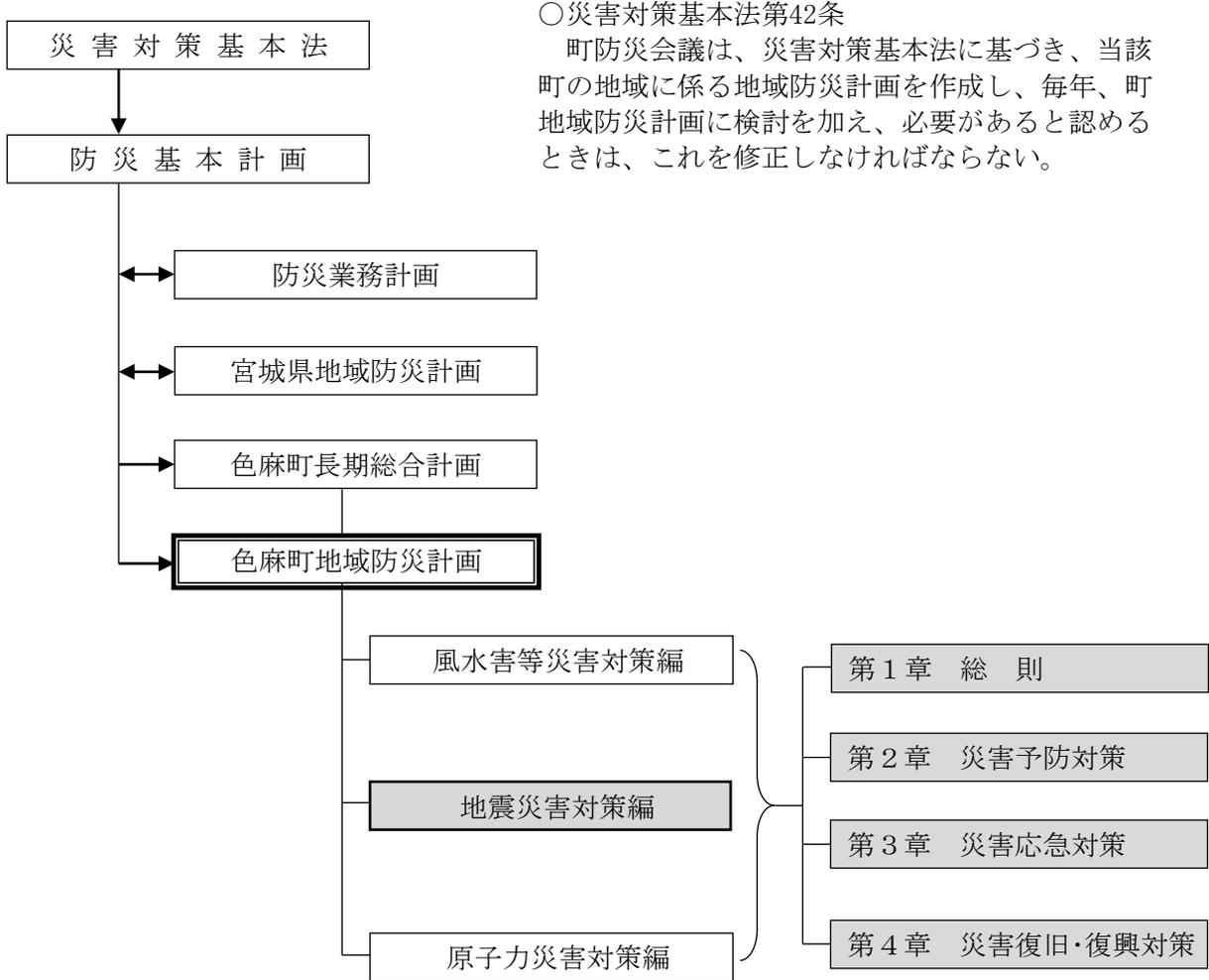
(3) 国の防災基本計画の見直し内容の反映、県の地域防災計画書の見直し内容の反映

国の防災基本計画の見直しや県の地域防災計画書の見直し内容を踏まえ、その修正内容を検討し、修正可能なものから、地震災害対策編の見直しに反映する。

本計画策定時点でも、県等において、様々な観点から原因分析や対策等にかかる検討が行われており、県等の検討結果等を受けて見直す必要があるものについては、再度見直しを図る。

第4 計画の構成

- (1) 本計画は、本編と資料編で構成する。
- (2) 本編の構成は、次のとおりとする。



第5 基本方針

大規模災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び住民の財産に甚大な被害を与えてきた。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指す。

また、町域全体のインフラ強化、住民の自助・共助力の発揮、町の業務継続力の強化などによる災害からの復元力の向上のほか、被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地域が主体となりつつも町・県・国・団体等が総力を結集して、町勢の復興とさらなる発展を目指す。

1 「減災」に向けた対策の推進

東日本大震災の教訓を踏まえ、同震災クラスの地震を想定した防災体制の確立を図るとともに、そういった最大クラスの地震に対しては、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、対策を講じることが重要である。そのため、耐震化等のハード対策によって地震による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える地震に対しては、防災教育の徹底

など、ソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を推進する。

また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

2 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための体制整備

地震による被害を軽減するためには、地震が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行う必要がある。そのため、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の情報伝達体制や地震観測体制の充実・強化を図るとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、防災教育、防災訓練や計画的かつ継続的な研修の実施、避難場所や避難路・避難階段の整備などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

3 大規模災害時における広域応援体制の充実・強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、想定外の大規模災害が起きても、行政、防災機関が的確に対応できる体制を整えなければならない。

そのため、近隣市町村のみならず、都道府県の区域を越えた地方公共団体間における相互応援協定の締結などにより、広域応援について円滑に実施できる体制を整備するほか、災害に備え、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進し、その実効性の確保に留意する。

4 被災者等への適時・的確な情報伝達

大規模地震発生時においては、地震の被害、地震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、多様な情報に関し、流言飛語等、曖昧で不確実な内容での情報が広まることにより、社会的混乱が生じる問題がある。

これを防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動に努める。

5 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、住民、事業者自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、町は、県、国及び防災関係機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保することと合わせ、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等についての理解促進、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

6 二次災害の防止

大規模地震の発生時においては、地震又は降雨等による水害・土砂災害、地震による建築

物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。

そのため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

7 迅速かつ適切な災害廃棄物処理

大規模地震発生時においては、災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）が大量に発生し、救助活動や応急対策活動等に著しい支障を与える。

そのため、災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努め、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

8 要配慮者への対応

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）については、避難に関する情報伝達、避難時の支援、孤立集落や孤立地区での二次災害、指定避難所等での健康維持など、様々な過程において多くの問題が介在している。

そのため、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有を図り、災害時における要配慮者の避難対策の充実・強化、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野の連携による支援体制の整備や方策の検討、情報伝達、物資、指定避難所や応急仮設住宅等における配慮等、要配慮者の対策の充実・強化を推進する。

また、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズや多様性への適切な対応に努める。

9 携帯電話・インターネット等の情報通信ネットワークの耐災化、補完的機能の充実

大規模地震災害時においては、情報伝達を確実に行うことが重要となる。

災害時における情報通信の重要性に鑑み、緊急速報メールが有する一斉同報機能を活用して広く普及している携帯電話で避難の指示等を伝達するなど、携帯電話、インターネット等の情報通信ネットワークを活用し、伝達手段の耐災化、多重化、多様化を図る。また、効果的・効率的な情報伝達による防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

10 複合災害の考慮

災害対応においては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えが必要である。

その際、一つの災害が他の災害を誘発、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

11 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女

共同参画や多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。また、町は、男女共同参画の視点から、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。

12 迅速かつ円滑な復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第6 計画の習熟等

本計画の内容は、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知を図るとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知するよう努める。

さらに、平素から所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育、訓練、その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟等に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施の対応能力を高める。

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化する。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力する。

第2 組織

色麻町防災会議、色麻町災害対策本部等は、第1編 第1章 第2節「第2 組織」の定めに従う。

資料編 1-2-1 「色麻町防災会議委員の構成」

資料編 1-2-2 「色麻町防災会議条例」

資料編 1-2-3 「色麻町災害対策本部条例」

第3 各機関の役割

各機関の役割は、第1編 第1章 第2節「第3 各機関の役割」の定めに従う。

第4 処理すべき業務の大綱

処理すべき業務の大綱は、第1編 第1章 第2節「第4 処理すべき業務の大綱」の定めに従う。

第5 防災行動計画（タイムライン）の作成

防災行動計画（タイムライン）の作成は、第1編 第1章 第2節「第5 防災行動計画（タイムライン）の作成」の定めに従う。

第3節 色麻町を取り巻く地震環境

第1 色麻町の概況

色麻町の概況は、第1編 第1章 第3節「第1 自然条件」の定めに基づき、

第2 宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約260万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返さなかった活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられている。これより宮城県内の活断層をあげると、資料編 1-3-2「活断層（宮城県）」の表ようになる。

宮城県では、1995年～1999年（平成7年度～11年度）に長町-利府線断層帯、1998年～2000年（平成10年度～12年度）に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査・反射法地震探査・ボーリング調査及びトレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

長町-利府線断層帯は、長町-利府線、大年寺山断層、鹿落坂断層、坪沼断層及び円田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東-南西方向に約21kmにわたり連続している。長町-利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の撓曲構造を示す。

一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町-利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500～2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、円田断層は、両断層合わせて長さ約12kmの北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが分かったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ充分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約14,000年前以降に少なくとも2回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約3,700～2,100年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、同断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。

資料編 1-3-2「活断層（宮城県）」

第3 宮城県内の地震等観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性がほかの地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域」として選定し、本県東部は「宮城県東部・福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視してきた。

その後、全国的に地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等（87箇所）が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等（18箇所）が設置されている。

国においては、平成14年度から平成16年度にかけて、宮城県沖を対象としてパイロット的な地震に関する重点的調査観測（周辺領域の地震観測・地殻変動観測、過去の地震活動履歴解明に向けた地質調査・文献調査、周辺領域の地殻構造調査等）が実施され、引き続き平成18年度から平成21年度にかけて宮城県沖地震における重点的調査観測が実施された。

さらに、東日本大震災を受けて、平成23年度からは日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の整備が進められ、ケーブル式海底観測装置（地震計・水圧計）により、北海道沖から千葉県までの沖合の観測が実施されている。これにより、地震や津波の早期検知と、緊急地震速報や大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）の更新の早期発信が期待されている。

宮城県の防災対策上、地震等観測体制の強化は重要であることから、関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震の各地震対策大綱を、平成26年3月、「大規模地震防災・減災対策大綱」に一本化し、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめ、今後発生するおそれのある大規模地震に対する防災・減災対策が図られている。

第4 宮城県の地震被害

1 過去の地震・津波災害

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋の沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

陸域の地震としては、明治以降では、1956年の白石の地震（M6.0）、1900年（M7.0）と1962年（M6.5：宮城県北部地震）に宮城県北部で発生した地震が知られている。

最近では、2008年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震（M7.2）で甚大な被害が生じている。また、宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域で、鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋の沖合いでは、1896年の明治三陸地震（M8.2）や1933年の三陸地震（M8.1）、1968年の十勝沖地震（M7.9）のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。この二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。

これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震（M7.4）の際には、丘陵を
〔色麻防〕

造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害により県民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。

この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年（M7.1/4）、1897年（M7.4）、1936年（M7.4）と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

また、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、巨大な津波により未曾有の被害が発生した。

資料編 1-3-3 「被害地震の一覧（宮城県）」

資料編 1-3-4 「気象庁震度階級関連解説表」

2 町における過去の地震災害

本町に影響を与えた近年の主な地震では、1978年の宮城県沖地震（M7.4）、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）がある。

(1) 宮城県沖地震

ア 発生日時：昭和53年6月12日 17時14分

イ 震源地：宮城県沖 震源の深さ約40km、東経142度13分、北緯38度09分

ウ 規模：M7.4、宮城県の震度5（仙台、石巻）

エ 地震被害

建物一部被害18棟、文教施設5か所、道路2か所、水道1か所、ブロック壁等破損14か所、被害額16,740千円と、町制発足後のそれまでの最大の被害が発生した。

(2) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

平成23年3月11日14時46分頃に三陸沖を震源とするM9.0の巨大地震が発生した。この地震によって色麻町四竈で震度5強の強い揺れを観測するとともに、町史上、最大の被害をもたらした。

区分	被害状況
人的被害	死者1名（東松島市にて被災）、軽傷者9名
住家被害	半壊14件、一部損壊199件
非住家被害	全壊1件、一部損壊25件、ブロック塀等破損35件
公共建物被害	全壊1件、一部損壊6件

第5 東日本大震災の地震の概況

1 地震の発生状況

平成23年3月11日14時46分18.1秒、三陸沖（北緯38° 06.2′ 東経142° 51.6′ 震源の深さ24km）でM9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱から1を観測した。

気象庁はこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」と名称を定め、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」とした。「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」（M9.0）は、国内観測史上最大規模の地震となる（気象庁技術報告 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告による。）。

第4節 対象とする地震

第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討にあたり、県が実施する、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含め、様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する。

地震の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価及び津波評価を行っている地震調査研究推進本部と連携する。

- (1) 今後起こりうる様々な地震のうち、町の防災対策上重要なものについて、被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎とするため、具体的な被害を算定する被害想定を行い、減災目標を設定する。
- (2) その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことや想定手法の限界等から、想定やシナリオには一定の限界があることや、被害想定を行ったもの以外の地震が発生する可能性に留意する。

第2 想定される地震の考え方

想定される地震動は次の考え方に則る。

- (1) 構造物・施設等の供用期間中に数度発生する確率を持つ一般的な地震動
- (2) 発生確率は低いが内陸直下型又は海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動

この場合、構造物・施設等は一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、重要度が高い構造物・施設等については、高レベルの地震動に際して他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

第3 地震被害想定

宮城県では、過去の地震被害に鑑み有効な地震対策を講じるため、昭和59年度から61年度までの第一次から平成14年度から15年度までの第三次まで、三度の宮城県地震被害想定調査を行っている。

第三次被害想定調査から8年が経過した平成23年度に、沿岸部の土地利用状況や構造物の整備状況の変化を踏まえ、第四次被害想定調査を実施していたが、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、当初想定していた以上の被害が発生した。被害想定調査の対象となるべき沿岸部のライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本などが毀損し、これらに基づく被害想

定調査の実施ができなくなり、中断することとなった。

その後、被災市町において復興に向けたまちづくりがおおむね完了したことから、令和3年度から第五次地震被害想定調査に着手し、令和5年度に完了した。

第1節 総則

第1 東日本大震災の主な特徴

東日本大震災での地震は、複数の領域が連動して広範囲の震源域となり、マグニチュード9.0の規模の巨大な地震となったものであり、栗原市の最大震度7をはじめ、広い範囲で強い揺れを記録し、色麻町では震度5強を記録している。

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけて埋立地や旧河道などで液状化に伴う家屋被害が発生するなど、広範囲にわたって多数の建築物において全壊、半壊、一部損壊等の被害があった。また、ライフラインや交通施設に甚大な被害をもたらした。

長周期地震動による被害についても、超高層ビルの天井材の落下やエレベーターの損傷等の被害が震源から遠く離れた地域においても報告されている。

今回、従前の想定を超えた規模の地震や被害が発生したことを重く受け止め、これまでの想定の方考え方を根本的に見直すとともに、主に以下のような問題点を踏まえ、災害予防対策を充実強化していく必要がある。

1 行政機能の喪失

東日本大震災において、地震等により災害対応の中心となる防災拠点等が被災し、災害対策に支障を来した。

2 大規模広域災害

東日本大震災発生時においては、被害が甚大で広範囲にわたったことから、全国の自治体により相互応援協定に基づく県内市町村に対する人的支援・物的支援が実施されたが、事前の計画や訓練などの不足や、交通手段や宿泊先の確保等、多くの課題も生じた。

3 物資の不足

東日本大震災においては、物資を備蓄していた指定避難所や倉庫が被害に遭った。多数の孤立集落や孤立地区が発生し、発災直後は、飲料水、粉ミルク、紙おむつ等の枯渇も見られた。

4 不十分な要配慮者対策

県内では、要配慮者について、支援計画が策定された直後、あるいは未策定という市町村が多く、福祉避難所が被災し利用できなくなるなど、要配慮者への対策が十分とは言えなかった。

5 地域防災力の不足

従来から一定の地震対策が行われてきたが、東日本大震災での被害を受け、改めて、自助・共助の必要性、防災教育の重要性が再認識されている。

6 地震の揺れによる被害拡大

建築物、交通インフラ、ライフラインの被害が、被害拡大と応急対策活動の阻害の要因となっていた。

7 住民への情報途絶

東日本大震災では、地震による広域的な停電、市町村の庁舎や防災行政無線自体の被災、防災行政無線の内容が聞こえにくかった等、避難に関する情報伝達において、多くの問題があった。

第2 基本的考え方

地震から住民の生命、身体及び財産を守り、安全・安心に暮らせるまちづくり実現のため、町及び防災関係機関等は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震に対し、被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方にに基づき、建築物、交通インフラやライフライン等の耐震化といったハード対策と防災活動等のソフト対策とを組み合わせた地震災害予防対策を、総力を挙げて講じる。

第3 想定される地震の考え方

地震対策を講じるにあたり、科学的知見を踏まえ、以下の地震を想定する。

- (1) 発生確率は低いが海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動
(東北地方太平洋沖地震、日本海溝（三陸・日高沖）モデル地震、千島海溝（十勝・根室沖）モデル地震)
- (2) 構造物、施設等の供用期間中に数度程度発生する確率を持つ地震動
(宮城県沖地震（プレート境界型）、プレート内部で生じるスラブ内地震)
- (3) 発生確率は低いが内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動
(長町－利府線断層帯の地震)

構造物・施設等は、宮城県沖地震（単独・連動）やプレート内部で生じるスラブ内地震クラスの地震動に際しては機能に重大な支障が生じないこと。また、東北地方太平洋沖地震や長町－利府線断層帯の地震クラスの高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標とする。

さらに、構造物・施設等のうち、いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対応活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの、広域における経済活動に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、多数の人数を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

なお、本計画は、最新の知見により、来るべき災害について一定の条件の想定の下に作成するものであるが、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定には限界があることに留意する。

※ 「スラブ内地震」・・・沈み込むプレート（スラブ）の内部で発生する地震

第2節 職員の配備体制

町全課

第1 目的

町内において地震災害時には、町及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期す。このため、町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画を定めておく。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておく。

第2 町の配備体制の明確化

町は、町内において震度4以上を観測する地震が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が構築できるよう体制整備を図る。また、町内で震度6弱以上を観測する地震が発生したときには、町災害対策本部を自動的に設置する。この際、町長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

町の配備体制の明確化は、第1編 第2章 第10節「第2 町の配備体制の明確化」の定めに従う。

第3 職員参集手段等の構築

職員参集手段等の構築は、第1編 第2章 第10節 第2 町の配備体制の明確化 「3 職員参集手段等の構築」の定めに従う。

第4 防災担当職員の育成

防災担当職員の育成は、第1編 第2章 第10節「第3 防災担当職員の育成」の定めに従う。

第5 人材確保対策

人材確保対策は、第1編 第2章 第10節「第4 人材確保対策」の定めに従う。

第6 感染症対策

感染症対策は、第1編 第2章 第10節「第5 感染症対策」の定めに従う。

第7 マニュアルの作成

マニュアルの作成は、第1編 第2章 第10節「第6 マニュアルの作成」の定めに従う。

第8 業務継続計画（BCP）

業務継続計画（BCP）は、第1編 第2章 第10節「第7 業務継続計画（BCP）」の定めに準ずる。

第3節 地震に強いまちの形成

総務課・建設水道課・企画財政課・農林課・地域振興課

第1 目的

町は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進行管理に努め、地震に強いまちづくりを推進する。

第2 基本的な考え方

町は、地震に強いまちの形成にあたり、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設等の構造物・施設等の耐震性を確保する。その場合の耐震設計の方法は、以下を基本とする。

- (1) 発生確率は低い、海溝型巨大地震に起因する高レベルの地震動、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、発生確率は低い、内陸直下型地震に起因する高レベルの地震動を考慮の対象とする。
- (2) 高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないこと、かつ一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じないことを基本的な目標として設計する。
- (3) 以下のような構造物・施設等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

ア いったん被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 広域における経済活動等に対し、著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

なお、耐震性の確保のため、個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

第3 地震に強いまちの形成

町は、次の総合的な防災・減災対策を講じることにより、地震に強い都市構造の形成を図る。

- (1) 避難路、避難地、延焼遮断帯、防災拠点ともなる幹線道路、公園等の骨格的な基盤施設及び防災安全街区の整備
- (2) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (3) 水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進

事業の実施にあたっては、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等

の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

第4 揺れに強いまちづくりの推進

1 建築物の耐震化

町は、詳細なハザードマップの作成・公表による耐震化の必要性の周知、住宅・建築物の耐震診断や改修の促進等により、建築物の耐震化を推進する。また、役場庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化については、数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

2 耐震化を促進するための環境整備

町は、住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図る。

3 火災対策

出火の要因ともなる揺れによる建築物の被害を軽減するために、町は、建築物の耐震化を促進する。また、円滑・迅速な避難の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、避難場所・避難路等の整備、周辺建築物の不燃化等を促進する。

さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の整備、計画的な配置の推進を図る。

4 居住空間内外の安全確保対策

町は、家具等の転倒防止やガラス飛散防止措置の効果に関する知識の普及、家具の適切な固定を促す住宅供給の促進等により、居住空間内の安全確保対策を推進する。

また、液状化対策、宅地造成地安全確保対策、土砂災害対策、屋外転倒物・落下物の発生防止対策の推進等により、居住空間外の安全確保対策を推進する。

第5 長寿命化計画の作成

町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を図る。

第6 所有者不明土地の利活用

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第4節 地盤にかかる施設等の災害対策

総務課・建設水道課・農林課

第1 目的

町及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害等を未然に防止し被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等における災害防止策を講じるとともに、住民及び事業者に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2 土砂災害防止対策の推進

土砂災害防止対策の推進は、第1編 第2章 第1節 第2 土砂災害予防対策「3 土砂災害防止対策の推進」の定めに準ずる。

資料編 2-1-2「土砂災害警戒区域等指定状況一覧」

資料編 2-1-3「崩壊土砂流出危険地区」

第3 土砂災害防止等に係る事業

土砂災害防止等に係る事業は、第1編 第2章 第1節 第2 土砂災害予防対策「4 地すべり等防止事業」「5 急傾斜地崩壊防止施設」「6 砂防設備」「7 治山事業」の定めに準ずる。

第4 農業災害予防対策

大規模な地震災害により、農業、畜産業、養蚕業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、町は、県及び各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。

1 農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

2 農地、農業用施設の災害の防止

農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、国の新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。

新築、増改築される農業用施設については、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置にあたっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

また、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

3 農業被害の予防対策

農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

ア 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

(2) 営農防災対策の推進

ア 水稻・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

イ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常用給水、給電施設の整備を進める。

4 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、防火活動拠点となる農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

(1) 避難路や避難地等の確保

ア 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

イ 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

ウ 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

(2) 消防用施設の確保

ア 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

イ 防火水槽整備

(3) 集落の防災設備整備

ア 集落防災設備整備

地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

イ 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備 … 住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備

(5) 病虫害防除体制の整備

町やJA等関係機関の連携を図り、防除実施にあたる体制整備に努める。

特に、農業者や生産団体等の防除器具の整備を推進と整備状況の把握等により、適切な防除が行えるように努める。

(6) 防災営農技術等の普及

地震災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める。

ア 畜産業対策

畜舎等の建設・改築時には、地震災害に対応をするよう推進指導する。

イ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。

(7) 養蚕業対策

養蚕業については、地震災害の被害を受けないよう指導する。

(8) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、地震災害の被害を受けないよう、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

第5 液状化対策の推進

1 液状化対策等の実施

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどでなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、町及び各施設管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所をはじめとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、防災上特に重要な施設の設置にあたっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限にとどめる対策等を実施する。

2 液状化ハザードマップの作成

町は、地震被害想定において液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップを作成し、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。

3 住民への情報提供

町は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等について、住民や建築物の施工主等に対し、周知を図るとともに実施の促進に努める。

第6 地盤沈下防止

河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対してぜい弱である。町は、県が実施する地盤沈下の未然防止対策としての地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視に協力する。

第5節 河川保全施設等の整備

総務課・建設水道課・農林課

第1 目的

町及び防災関係機関は、地震に伴う河川、ダム、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化を図る。

第2 河川管理施設

河川管理施設の整備は、第1編 第2章 第1節「第1 水害予防対策」の定めに準ずる。

第3 ダム施設

ダム施設の整備は、第1編 第2章 第1節 第1 水害予防対策「3 町土保全事業の施行」の定めに準ずる。

第4 農業用施設

農業用施設に係る事業は、第1編 第2章 第1節「第4 農林業災害予防対策」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

- (1) 町は県と連携して、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。

特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。

また、その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領（案）農水省」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制の維持・強化を図る。

第6節 交通施設の災害対策

建設水道課・農林課・北部土木事務所

第1 目的

道路等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって、施設の管理者は交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の実施による安全確保とともに、未整備部分の解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保等に努める。

第2 道路施設

道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

なお、道路施設の整備は、第1編 第2章 第24節「第3 道路施設等の整備」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 道路

(1) 耐震性の強化

道路路面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

(2) 避難路・避難階段の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地震の揺れを考慮した避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による落橋、土砂災害等の影響により避難路等が寸断されないよう橋梁の耐震対策を実施する等、安全性の確保を図る。

(3) 道路管理者間の情報共有化

通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策等については、町、県及び国との情報の共有化を図る。

2 橋梁

町は、落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋梁補強工事を計画的に行い、耐震性を高める。

3 道路付属施設

町は、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための、避難誘導標識の整備に努める。

第7節 建築物等の予防対策

総務課・建設水道課・教育委員会

第1 目的

町は、地震による建築物等の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進する。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第2 公共建築物

1 公共建築物全般の対策

(1) 耐震性、不燃性の確保

ア 町は役場庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等要配慮者にかかわる施設及び不特定多数収容施設等、消防団器具置場、特に防災上重要な公共施設について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。

イ 町は、特に、災害時の拠点となる役場庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(2) 停電対策の強化

町及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

(3) 活断層の回避

町は、公共建築物等については、できるだけ、活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避する。

2 教育施設

町及び学校等教育施設の管理者は、災害時における児童生徒及び教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備及び拡充に努める。

(2) 設備及び備品等の安全管理

設備（体育館、教室等の照明設備等）及び備品（ロッカー・テレビ・本棚・実験実習機器等）等の設置にあたっては、転倒及び落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童生徒及び教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに、浄水機能の整備を計画的に進める。

(4) 社会教育及び体育施設等においては、災害時の利用者等の安全確保方策及び職員の役割分担並びに情報連絡体制等防災体制に関する計画及びマニュアル等の整備を図る。

3 耐震診断の実施及び公表

町は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果による、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

第3 一般建築物

町は、住民に対し、建築物の耐震不燃化の推進について理解を求め、新增築する際には、県と協力し建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等関係法令に基づき設計するよう指導を行うとともに、既存建築物の耐震診断、耐震補強について啓発指導を行う。

特に宿泊施設、医院等多数の住民が集まる建築物や危険物施設に対しては、耐震性の強化や避難について、建築基準法に基づき県と協力し改善指導を行う。

第4 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀や石塀の倒壊は、人的被害をもたらすばかりでなく、道路閉塞の原因ともなり救助、復旧等の防災活動や消火活動に大きな障害となる。町は、ブロック塀等の施工管理の徹底及び補強の指導を行うとともに、生け垣への移行を奨励する。

特に通勤・通学路及び避難道路沿いのコンクリートブロック塀、石塀の所有者に対しては、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策について指導を行う。

このほか、広告物等の落下防止、自動販売機の設置については設置事業者又は管理者に対し、転倒防止に配慮するよう注意喚起に努める。

第5 落下物防止対策

1 調査及び改善指導

町は、建築物及び住宅密集地の沿道に存する階数三以上の窓ガラス及び外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について、その安全確保を図るため調査及び改善指導を行う。

また、道路管理者やその他の公共施設管理者は、看板などの屋外広告物や街路灯・道路標識類などの道路付帯構造物等が落下・飛散し被害が拡大することを防止するため、施設の点検・補修・補強を行うとともに、町は事業者等に対する落下防止措置の啓発に努める。

2 天井の脱落防止等の対策強化

施設管理者は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。

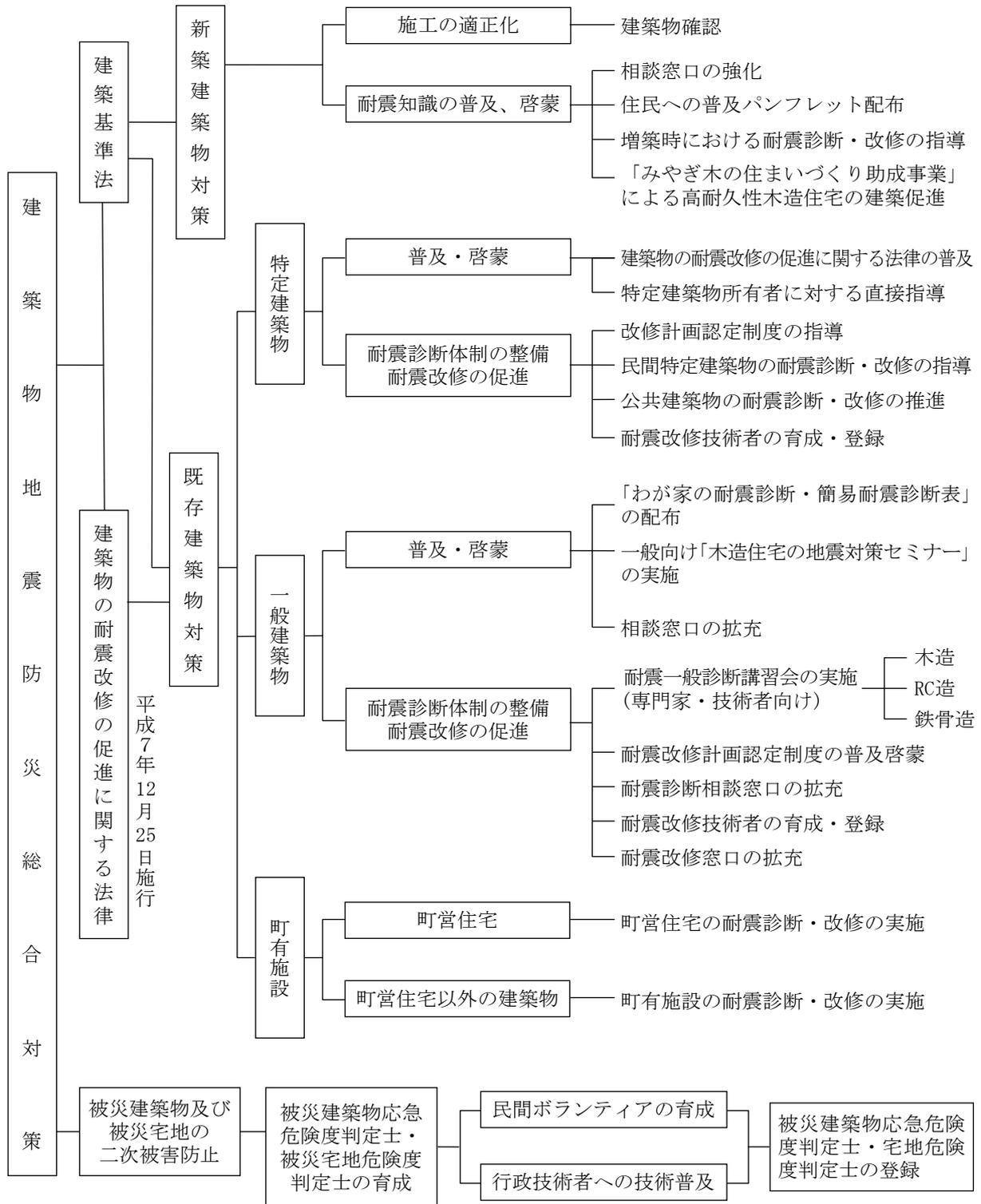
第6 建物内の安全対策

町は、住民に対して、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための対策について、広報誌、パンフレット等の配布を通じて、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

第7 文化財の防災対策

町は、国・県とともに文化財保護のための防災対策に努める。

＜色麻町建築物地震防災総合対策フロー＞



第8節 ライフライン施設等の予防対策

建設水道課・(一社)宮城県LPG協会・東日本電信電話(株)宮城事業部・
東北電力ネットワーク(株)古川電力センター

第1 目的

大規模地震の発生により、住民生活に直結する上下水道・電力・ガス・石油・石油ガス及び電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能を麻痺させるばかりでなく、安否確認、避難や救援・救出活動などの応急対策活動を実施する上で大きな支障となる。また、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせともなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、大規模な地震災害が発生した場合の被害想定を行い、その想定結果に基づいて、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、液状化対策、拠点の分散、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施する。

第2 水道施設

水道施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第2 水道施設」の定めに準ずるほか、次の対策を講じる。

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 水道事業者は、地震災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について耐震性の強化、液状化対策、地盤の状況及び地震災害等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。

- (2) 水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。
- (3) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 水道事業の管理者等については、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講じる。
- (5) 水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

第3 下水道施設

下水道施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第3 下水道施設」の定めに準ずるほ

か、次の対策を講ずる。

町長は、下水道施設の被災が町民生活へ多大な影響を与えることに鑑み、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

町長は、下水道施設の新設、改築、更新にあたっては耐震性の向上や液状化対策を計画的に推進する。

第4 電力施設

電力施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第4 電力施設」の定めに準ずる。

第5 ガス施設

ガス施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第5 ガス施設」の定めに準ずる。

第6 電信・電話施設

電信・電話施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第6 電信・電話施設」の定めに準ずる。

第7 共同溝・電線共同溝の整備

共同溝・電線共同溝の整備は、第1編 第2章 第3節「第7 共同溝・電線共同溝の整備」の定めに準ずる。

第8 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第8 廃棄物処理施設」の定めに準ずる。

第9 災害情報配信システム

災害情報配信システムの予防対策は、第1編 第2章 第3節「第9 災害情報配信システム」の定めに準ずる。

第10 町有線放送施設

町有線放送施設の予防対策は、第1編 第2章 第3節「第10 町有線放送施設」の定めに準ずる。

第9節 危険物施設等の災害予防

加美消防署・加美警察署・総務課

第1 目的

地震災害時において、危険物（消防法に規定する危険物のほか、高圧ガス、火薬類、毒物、劇物）施設等の火災や危険物等の流失等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、町及び消防関係機関は各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するほか防災訓練の積極的実施を推進する。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るほか、各危険物施設や護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備を図る。

第2 危険物施設の予防対策

危険物施設の予防対策は、第1編 第2章 第23節「第2 危険物施設の予防対策」の定めに基づき、

第3 火薬類製造施設等

火薬類製造施設等の予防対策は、第1編 第2章 第23節「第3 火薬類製造施設等」の定めに基づき、

第4 毒物及び劇物貯蔵施設（北部保健福祉事務所）

毒物及び劇物貯蔵施設の予防対策は、第1編 第2章 第23節「第4 毒物及び劇物貯蔵施設」の定めに基づき、

第5 化学薬品等の出火防止対策（北部保健福祉事務所・加美消防署）

化学薬品等の出火防止対策は、第1編 第2章 第23節「第5 化学薬品等の出火防止対策」の定めに基づき、

資料編 2-23-1 「危険物取扱施設等一覧」

第10節 防災知識の普及

総務課・教育委員会・防災関係機関

第1 目的

自らの命は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの命を守るよう行動することが重要である。

災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町は、災害時における混乱や被害を極力防止するため、平常時から所属職員に対し、災害時の行動マニュアル等を作成・配付し、さらに防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及・啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 防災知識の普及、徹底

防災知識の普及、徹底は、第1編 第2章 第4節「第2 防災知識の普及、徹底」の定めに従うほか、次の普及、啓発の徹底を図る。

1 職員への防災知識の普及

(1) 教育内容

- ア 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識（北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合を含む）
- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- キ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- ク 家庭及び地域における防災対策

2 住民等への防災知識の普及

(1) 東日本大震災発生日の位置づけ検討

町は、東日本大震災の教訓を忘れず、地震への備えを普及・啓発するため、その発生日（3月11日）の位置づけについて検討する。

(2) 普及・啓発の実施

＜住民等への普及・啓発を図る事項＞

- ア 地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識
- オ 災害危険性に関する情報
 - a 各地域における避難対象地区
 - b 孤立する可能性のある地域内集落
 - c 急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 など
- カ 避難行動に関する知識
 - a 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること
- キ 災害時にとるべき行動
 - a 地震が発生した場合の出火防止
 - b その他避難の指示等が行われた場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動
- ク その他
 - a 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

資料編 2-4-1 「110番、119番の通報」

資料編 2-4-2 「災害用伝言ダイヤル」

第3 学校等教育機関における防災教育

学校等教育機関における防災教育は、第1編 第2章 第4節「第3 学校等教育機関における防災教育」の定めに準ずる。

第4 住民の取組

住民の取組は、第1編 第2章 第4節「第4 住民の取組」の定めに準ずる。

第5 防災指導員の養成

防災指導員の養成は、第1編 第2章 第4節「第5 防災指導員の養成」の定めに準ずる。

第6 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編 第2章 第4節「第6 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。

第11節 地震防災訓練の実施

町全課・加美警察署・加美消防署・消防団・防災関係機関

第1 目的

町は、地震発生時に、防災関係機関及び住民等と連携を図りながら、地震発生時の初動及び応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及や高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行う。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図る。

第2 防災訓練の実施とフィードバック

防災訓練の実施とフィードバックは、第1編 第2章 第5節「第2 防災訓練の実施とフィードバック」の定めに準ずる。

第3 町の防災訓練

町の防災訓練は、第1編 第2章 第5節「第3 町の防災訓練」の定めに準ずる。

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関の防災訓練は、第1編 第2章 第5節「第4 防災関係機関の防災訓練」の定めに準ずる。

第5 通信関係機関の非常通信訓練

通信関係機関の非常通信訓練は、第1編 第2章 第5節「第5 通信関係機関の非常通信訓練」の定めに準ずる。

第6 学校の防災訓練

学校の防災訓練は、第1編 第2章 第5節「第6 学校の防災訓練」の定めに準ずる。

第7 企業等の防災訓練

企業等の防災訓練は、第1編 第2章 第5節「第7 企業等の防災訓練」の定めに準ずる。

第12節 地域における防災体制

総務課

第1 目的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、町は、住民及び事業所による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

地域における自主防災組織の果たすべき役割は、第1編 第2章 第6節「第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割」の定めに準ずる。

第3 自主防災組織の育成・指導

自主防災組織の育成・指導は、第1編 第2章 第6節「第3 自主防災組織の育成・指導」の定めに準ずる。

資料編 2-6-1 「自主防災組織一覧表」

第4 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編 第2章 第6節「第4 自主防災組織の活動」の定めに準ずる。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

住民及び事業者による地区内の防災活動の推進は、第1編 第2章 第6節「第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」の定めに準ずる。

第13節 ボランティアのコーディネート

総務課・保健福祉課・色麻町社会福祉協議会・日赤宮城県支部色麻町分區

第1 目的

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、地域団体・NPO・ボランティア等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するというボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、町及び防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努める。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効性を確保するため、町と民間団体等との間で、ボランティアのコーディネート等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割は、第1編 第2章 第7節「第2 ボランティアの役割」の定めに準ずる。

第3 災害ボランティア活動の環境整備

災害ボランティア活動の環境整備は、第1編 第2章 第7節「第3 災害ボランティア活動の環境整備」の定めに準ずる。

第4 専門ボランティアの登録

専門ボランティアの登録は、第1編 第2章 第7節「第4 専門ボランティアの登録」の定めに準ずる。

第5 一般ボランティアのコーディネート体制

一般ボランティアのコーディネート体制は、第1編 第2章 第7節「第5 一般ボランティアのコーディネート体制」の定めに準ずる。

第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置

日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置は、第1編 第2章 第7節「第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置」の定めに準ずる。

第14節 企業等の防災対策の推進

総務課

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成し、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

企業等の役割は、第1編 第2章 第8節「第2 企業等の役割」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 企業の活動

(1) 被害の拡大防止

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第3 企業等の防災組織

企業等の防災組織は、第1編 第2章 第8節「第3 企業等の防災組織」の定めに準ずる。

第15節 地震調査研究等の推進

総務課

第1 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関で行われている情報及び防災関係機関における調査を収集・整理し、震災対策に生かすよう努める。

第2 被害想定状況調査（宮城県）

1 地震被害想定調査等の実施

- (1) 第一次地震被害想定調査（昭和59年度～61年度）
- (2) 第二次地震被害想定調査（平成7年度～8年度）
- (3) 第三次地震被害想定調査（平成14年度～15年度）
- (4) 第四次地震被害想定調査（平成22年度～23年度 東日本大震災の発生により中止）
- (5) 第五次地震被害想定調査（令和3～5年度）

2 主要活断層の調査

- (1) 長町～利府線断層帯（平成7年度～12年度）
- (2) 仙台平野南部地域地下構造調査（平成14年度～16年度）

第3 調査研究の連携強化

観測・情報網の充実、地震対策の調査研究については、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制（ネットワーク）を整備し、地域の地震防災力の向上を図る。

第4 被災原因の分析及びフィードバック

被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ県又は町に報告するよう努める。町は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改定、責任の明確化等適切な措置を講じるよう努める。

第5 防災対策研究の国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、諸外国の防災対策の強化にも資することから、町及び県は、災害から得られた知見や教訓を国際会議等の場を通じて諸外国に対して広く情報発信・共有するよう努める。

第16節 情報通信網の整備

総務課

第1 目的

大規模地震災害時には、固定一般回線や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバーの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

また、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めるなど、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

第2 町における災害通信網の整備

町における災害通信網の整備は、第1編 第2章 第9節「第2 町における災害通信網の整備」の定めに準ずるほか、次の対策を実施する。

1 震度情報ネットワークシステム

震度情報ネットワークシステムとして、本町役場敷地内に震度計が設置されている。本震度計情報は、直ちに県及び気象庁へ、最大震度4以上を観測した場合は消防庁に対し自動伝送され、町は地震発生時の迅速な初動体制、被害推定、応急対策活動に活用する。

資料編 2-9-1 「防災行政無線局一覧」

資料編 2-9-2 「防災無線専用番号一覧」

資料編 2-9-3 「震度情報ネットワークシステム概略図」

資料編 2-9-4 「災害時優先電話番号一覧」

第3 職員参集等防災システムの整備

職員参集等防災システムの整備は、第1編 第2章 第9節 第2「4 職員参集等防災システムの整備」の定めに準ずる。

第4 住民等に対する通信手段の整備

住民等に対する通信手段の整備は、第1編 第2章 第9節 第2「5 住民等に対する通信手段の整備」の定めに準ずる。

第5 孤立想定地域の通信手段の確保

孤立想定地域の通信手段の確保は、第1編 第2章 第9節 第2「6 孤立想定地域の通信手段の確保」の定めに準ずる。

第6 非常用電源の確保

非常用電源の確保は、第1編 第2章 第9節 第2「7 非常用電源の確保」の定めに基づ

第7 大容量データ処理への対応

大容量データ処理への対応は、第1編 第2章 第9節 第2「8 大容量データ処理への対

第8 防災関係機関における災害通信網の整備

防災関係機関における災害通信網の整備は、第1編 第2章 第9節 第2「9 防災関係機

第9 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害用伝言ダイヤル等の活用は、第1編 第2章 第9節 第2「10 災害用伝言ダイヤル等

資料編 2-4-2 「災害用伝言ダイヤル」

第17節 防災拠点等の整備・充実

総務課・建設水道課・保健福祉課

第1 目的

町及び防災関係機関は、地震災害時における防災対策を推進する上で重要となる指定避難所、指定緊急避難場所、防災拠点等について、早急に整備・充実を図る。また、災害時に必要となる防災物資及び資機材等の整備については、防災拠点と関連付けて整備・拡充を図る。

第2 防災拠点の整備及び連携

防災拠点の整備及び連携は、第1編 第2章 第11節「第2 防災拠点の整備及び連携」の定めに準ずる。

第3 防災拠点機能の確保・充実

防災拠点機能の確保・充実は、第1編 第2章 第11節「第3 防災拠点機能の確保・充実」の定めに準ずる。

第4 ヘリポートの整備

ヘリポートの整備は、第1編 第2章 第11節「第4 ヘリポートの整備」の定めに準ずる。

第5 防災用資機材等の整備・充実

防災用資機材等の整備・充実は、第1編 第2章 第11節「第5 防災用資機材等の整備・充実」の定めに準ずる。

第6 防災用資機材等の確保対策

防災用資機材等の確保対策は、第1編 第2章 第11節「第6 防災用資機材等の確保対策」の定めに準ずる。

第18節 相互応援体制の整備

総務課

第1 目的

大規模地震災害時には、本町のみでの対応力では迅速かつ的確な応急対策の実施は困難である。このため、町は、他の市町村等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

第2 相互応援体制の整備

相互応援体制の整備は、第1編 第2章 第12節「第2 相互応援体制の整備」の定めに基づき、
る。

第3 市町村間の応援協定

市町村間の応援協定は、第1編 第2章 第12節「第3 市町村間の応援協定」の定めに基づき、
る。

第4 県による町への応援

県による町への応援は、第1編 第2章 第12節「第4 県による町への応援」の定めに基づき、
る。

第5 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

緊急消防援助隊の受入れ体制の整備は、第1編 第2章 第12節「第5 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備」の定めに基づき、
る。

第6 非常時連絡体制の確保

非常時連絡体制の確保は、第1編 第2章 第12節「第6 非常時連絡体制の確保」の定めに基づき、
る。

第7 資機材及び施設等の相互利用

資機材及び施設等の相互利用は、第1編 第2章 第12節「第7 資機材及び施設等の相互利用」の定めに基づき、
る。

第8 救援活動拠点の確保

救援活動拠点の確保は、第1編 第2章 第12節「第8 救援活動拠点の確保」の定めに基づき、
る。

第9 関係団体との連携強化

関係団体との連携強化は、第1編 第2章 第12節「第9 関係団体との連携強化」の定め
に準ずる。

資料編 2-12-1 「災害時における応援協定一覧」

資料編 2-12-2 「古川地方消防相互応援協定書」

資料編 2-12-3 「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」

資料編 2-12-4 「茨城県牛久市との災害時等の相互応援に関する協定書」

資料編 2-12-5 「宮城県広域消防相互応援協定書」

資料編 2-12-6 「宮城県広域航空消防相互応援協定書」

資料編 2-12-7 「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」

資料編 2-12-8 「大規模災害時における応援業務に関する協定書（ショーボンド建設㈱）」

資料編 2-12-9 「大規模地震時における避難所応急危険度判定に関する協定書
（（一社）宮城建築士会大崎支部）」

資料編 2-12-10 「災害にかかる応急措置等の協力に関する協定（加美町建親会）」

資料編 2-12-11 「災害時における資機材の供給に関する協定書（蔵王リース㈱）」

資料編 2-12-12 「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する
協定書（加美よつば農業協同組合）」

資料編 2-12-13 「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する
協定書（㈱エーコープ宮城）」

資料編 2-12-14 「災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する
協定書（イオンスーパーセンター㈱）」

資料編 2-12-15 「災害時における物資供給に関する協定書（ホームック㈱）」

資料編 2-12-16 「災害時における物資供給及び平常時における防災活動協力に関する協定書
（積水ハウス㈱）」

資料編 2-12-17 「災害にかかる応急措置等及び平常時における防災活動への協力に関する
協定書（色麻町建友会・色麻町建設業組合）」

資料編 2-12-18 「災害時における棺等葬祭用品の確保に関する協定書
（宮城県葬祭業協同組合）」

資料編 2-12-19 「災害時の協力に関する協定書
（東北電力ネットワーク㈱古川電力センター）」

資料編 2-12-20 「災害時における避難所等施設利用に関する協定書（積水ハウス㈱）」

資料編 2-12-21 「災害時における宮城県加美農業高等学校校舎等の避難所利用等につい
ての覚書」

資料編 2-12-22 「災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書
（社会福祉法人宮城福祉会）」

資料編 2-12-23 「災害時における要援護者の受入等の協力に関する協定書
（希望館ポコ・ア・ポコ㈱）」

資料編 2-12-24 「原子力災害時における住民の広域避難に関する協定書」

資料編 2-12-25 「緊急物資の輸送に関する協定書（(公社)宮城県トラック協会大崎支部）」

資料編 2-12-26 「(公社)日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」

資料編 2-12-27 「(一社)宮城県エルピーガス協会大崎第三支部夜間・休日ガス防災協力体制
実施要綱」

資料編 2-12-28 「災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書
(宮城県大崎地区LPガス協議会)」

資料編 2-12-29 「色麻町と色麻町内郵便局及び古川郵便局との包括連携協定
(日本郵便株)」

資料編 2-12-30 「災害に係る情報発信等に関する協定書(ヤフー株)」

資料編 2-12-31 「災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定
(宮城三菱自動車販売株)」

資料編 2-12-32 「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書
(色麻町社会福祉協議会)」

第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備

総務課・保健福祉課・教育委員会・公立加美病院・北部保健福祉事務所・
大崎地域広域行政事務組合消防本部・加美郡医師会・日赤宮城県支部色麻町分区

第1 目的

大規模地震災害時には、極めて広範囲で同時に多数の負傷者の発生が予想され、また、災害時には本町の医療機関が被災する場合や、ライフラインの機能停止、交通機関、通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

このため、町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

また、大規模災害時における避難所等の高齢者、障がい者、乳幼児等に対する福祉支援体制の整備に努める。

第2 医療救護体制の整備

医療救護体制の整備は、第1編 第2章 第13節「第2 医療救護体制の整備」の定めに基づき、

第3 情報連絡体制の整備

医療情報連絡体制の整備は、第1編 第2章 第13節「第3 情報連絡体制の整備」の定めに基づき、

第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制

医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制は、第1編 第2章 第13節「第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制」の定めに基づき、

第20節 火災予防対策

総務課・加美消防署・消防団

第1 目的

大規模地震の発生時には、家屋倒壊等の一次災害のみならず、火災が同時多発的に発生し、延焼する可能性も非常に高い。本町のように木造家屋が多い町では、過去の大規模震災の歴史からも、火災予防対策は極めて重要である。

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、町及び消防機関は、地震に伴う出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の実施及び施設の整備等、火災予防対策の徹底に努める。

第2 出火防止・火災予防の徹底

1 情報の収集・伝達体制の整備

町及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期す。

2 防災活動の促進

地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。

このため、町及び消防機関は出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

町民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。

3 防災教育の推進及び民間防火組織の育成

町及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、町民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であるほか各家庭や地域における防火意識の高揚を図ることも重要であることから、女性防火クラブ・幼少年消防クラブの結成と育成について指導する。

4 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震災害時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、対震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

5 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災及び延焼火災による人的、物的被害を最小限にするためには、出火の

未然防止とともに、早期通報、初期消火を行うことが重要である。

このため、家庭、事業所及び地域等にあっては自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により町民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

第3 消防力の強化

消防力の強化は、第1編 第2章 第21節「第4 消防力の強化」「第5 消防団の育成」の定めに準ずる。

資料編 2-21-1 「消防自動車等の内訳」

第4 消防水利の整備

消防水利の整備は、第1編 第2章 第21節 第4「2 消防水利の整備」の定めに準ずる。

第5 消防計画の充実強化

消防計画の充実強化は、第1編 第2章 第21節「第7 消防計画の充実強化」の定めに準ずる。

資料編 2-21-2 「色麻町消防計画」

資料編 2-21-3 「色麻町消防団条例、規則、団員服務規程」

第21節 緊急輸送体制の整備

建設水道課・総務課・北部土木事務所・加美警察署

第1 目的

大規模な地震災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。このため、町及び関係機関はあらかじめ緊急輸送道路、輸送体制について定めておく。

第2 緊急輸送ネットワークの形成

緊急輸送ネットワークの形成は、第1編 第2章 第14節「第2 緊急輸送ネットワークの形成」の定めに準ずる。

第3 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の確保は、第1編 第2章 第14節「第3 緊急輸送道路の確保」の定めに準ずる。

第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備

建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備は、第1編 第2章 第14節「第4 建物屋上の対空表示（ヘリサイン）の整備」の定めに準ずる。

第5 緊急輸送体制

緊急輸送体制は、第1編 第2章 第14節「第5 緊急輸送体制」の定めに準ずる。

第22節 避難対策

総務課・教育委員会・農林課・地域振興課・建設水道課・町民生活課・税務会計課・保健福祉課・子育て支援課・加美警察署・交通安全指導員・防犯実働隊・消防団

第1 目的

大規模地震災害時には、地震あるいは火災等の二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。

緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・避難場所へ向かう避難路・避難階段等の整備など、災害発生後に住民等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第2 徒歩避難の原則の周知

地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

第3 指定緊急避難場所の確保

指定緊急避難場所の確保は、第1編 第2章 第15節「第4 指定緊急避難場所の確保」の定めに準ずるほか、次の要件を満たすものとする。

- ・当該施設が地震に対して安全な構造であること。
- ・当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がないこと。

資料編 2-15-1 「指定避難所・指定緊急避難場所、福祉避難所」

第4 避難路の確保

避難路の確保は、第1編 第2章 第15節「第5 避難路の確保」の定めに準ずる。

第5 避難路等の整備

避難路等の整備は、第1編 第2章 第15節「第6 避難路等の整備」の定めに準ずる。

第6 避難誘導體制の整備

避難誘導體制の整備は、第1編 第2章 第15節「第7 避難誘導體制の整備」の定めに準ずる。

第23節 避難受入れ対策

総務課・教育委員会・農林課・地域振興課・建設水道課・町民生活課・保健福祉課・子育て支援課・加美警察署・交通安全指導員・防犯実働隊・消防団

第1 目的

大規模地震災害時には、地震による建物の倒壊、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。このため、町は事前に指定する避難所等について、地震災害時速やかに開設、運営ができるよう指定するとともに、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第2 避難所の確保

避難所の確保は、第1編 第2章 第16節「第2 避難所の確保」の定めに準ずる。

第3 避難の長期化対策

避難の長期化対策は、第1編 第2章 第16節「第3 避難の長期化対策」の定めに準ずる。

第4 避難所における愛護動物の対策

避難所における愛護動物の対策は、第1編 第2章 第16節「第4 避難所における愛護動物の対策」の定めに準ずる。

第5 応急仮設住宅対策

応急仮設住宅対策は、第1編 第2章 第16節「第5 応急仮設住宅対策」の定めに準ずる。

第6 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編 第2章 第16節「第6 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第7 被災者等への情報伝達体制等の整備

被災者等への情報伝達体制等の整備は、第1編 第2章 第16節「第7 被災者等への情報伝達体制等の整備」の定めに準ずる。

第8 孤立集落対策

孤立集落対策は、第1編 第2章 第16節「第8 孤立集落対策」の定めに準ずる。

第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保

総務課・農林課・地域振興課・農業委員会・保健福祉課・建設水道課

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行われるよう、町は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。

第2 住民等のとるべき措置

住民等のとるべき措置は、第1編 第2章 第17節「第2 住民等のとるべき措置」の定めに基づる。

第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

食料及び生活物資等の供給計画の策定は、第1編 第2章 第17節「第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定」の定めに基づる。

第4 食料及び生活物資等の備蓄

食料及び生活物資等の備蓄は、第1編 第2章 第17節「第4 食料及び生活物資等の備蓄」の定めに基づる。

第5 食料及び生活物資等の調達体制

食料及び生活物資等の調達体制は、第1編 第2章 第17節「第5 食料及び生活物資等の調達体制」の定めに基づる。

第6 燃料の確保

燃料の確保は、第1編 第2章 第17節「第6 燃料の確保」の定めに基づる。

第25節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策

保健福祉課・総務課・町民生活課・色麻町社会福祉協議会・
加美郡保健医療福祉行政事務組合

第1 目的

大規模地震災害時には、高齢者・障がい者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、団体旅行者等も被災することが考えられる。

その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があることや、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておく。

第2 高齢者、障がい者等への支援対策

高齢者、障がい者等への支援対策は、第1編 第2章 第18節「第2 高齢者、障がい者等への支援対策」の定めに準ずる。

第3 外国人支援対策

外国人支援対策は、第1編 第2章 第18節「第3 外国人支援対策」の定めに準ずる。

第4 旅行者への対策

旅行者への対策は、第1編 第2章 第18節「第4 旅行者への対策」の定めに準ずる。

第26節 複合災害対策

全課・防災関係機関・住民

第1 目的

大規模災害から住民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要がある。

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくする場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合などを意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講じる。

第2 複合災害の応急対策への備え

複合災害の応急対策への備えは、第1編 第2章 第19節「第2 複合災害の応急対策への備え」の定めに準ずる。

第3 複合災害に関する防災活動

複合災害に関する防災活動は、第1編 第2章 第19節「第3 複合災害に関する防災活動」の定めに準ずる。

第27節 災害廃棄物対策

町民生活課・建設水道課・大崎地域広域行政事務組合

第1 目的

大規模地震発生後、大量に発生する災害廃棄物（災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理・処分体制の確立を図る。

第2 処理体制

処理体制は、第1編 第2章 第20節「第2 処理体制」の定めに準ずる。

第3 主な措置内容

主な措置内容は、第1編 第2章 第20節「第3 主な措置内容」の定めに準ずる。

第28節 積雪寒冷地域における地震災害予防

総務課・建設水道課・北部土木事務所

第1 目的

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、町は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強い町づくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 除雪体制等の整備

除雪体制等の整備は、第1編 第2章 第1節 第3「3 除雪体制等の整備」の定めに準ずる。

第3 避難所体制の整備

避難所体制の整備は、第1編 第2章 第1節 第3「5 避難所体制の整備」の定めに準ずる。

第1節 防災活動体制

町全課等・防災関係機関

第1 目的

地震は発生の予知が困難で、発災時には住居の倒壊、火災の発生などにより多くの負傷者や避難者が生じるため、多岐にわたる応急対策を同時並行的に、それも速やかに実施する必要がある。

そのため、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行う。

なお、町及び防災関係機関は、災害応急段階において災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

第2 初動対応の基本的考え方

町及び防災関係機関は、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、災害応急活動の実施にあたっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。こうした観点から、災害応急対策の主な流れを示す。

＜災害応急対策の主な流れ＞

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 災害対策要員の確保 被害情報の収集、分析、伝達 通信手段・情報網の確保 防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報の提供、広報活動の実施 災害救助法の適用 人命救出、救助活動、救急医療活動の実施 消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 避難行動要支援者等の安全確保対策の実施 指定避難所開設の実施 避難対策の実施 食料、物資の供給、応急給水の実施 ライフライン応急対策の実施 交通規制等交通の確保対策の実施 緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施
緊急対策 (発災後1日程度～)	災害の規模、態様及び時間経過に応じた対応体制の整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談窓口の設置 被災者への生活救援対策の実施 ボランティアの受入れ環境整備 海外からの支援受入れ体制整備 土木施設復旧及び余震対策の実施 感染症対策等保健、衛生対策の実施 遺体の火葬等の実施 学校における教育機能回復等の教育対策の実施
応急対策 (発災後1週間程度～)		<ul style="list-style-type: none"> 応急仮設住宅建設等住宅確保対策の実施 がれき、ごみ処理対策等廃棄物対策の実施 被災者のこころのケア等精神医療対策の実施

第3 町の活動

町の活動は、第1編 第3章 第1節「第3 町の活動」の定めに準ずる。

第4 災害対策本部等

1 災害警戒本部

災害警戒本部は、第1編 第3章 第1節 第4「1 災害警戒本部」の定めに準ずるほか、次の体制を構築する。

(1) 設置基準

ア 警戒配備体制（0号配備）は、災害警戒本部・災害対策本部配備体制表に示す、町内で震度5弱の地震が観測されたとき、町内に異常な状況が発生し総務課長が警戒配備の必要があると認めたときに配備を行う。

イ 特別警戒配備体制（1号配備）は、災害警戒本部・災害対策本部配備体制表に示す、町内で震度5強の地震が観測されたとき、災害の状況により副町長が特別警戒配備の必要があると認めたとき、災害警戒本部（本部長 副町長）を設置し、特別警戒配備を行う。

2 災害対策本部

災害対策本部は、第1編 第3章 第1節 第4「2 災害対策本部」の定めに準ずるほか、次の体制を構築する。

資料編 1-2-3 「色麻町災害対策本部条例」

(1) 設置基準

ア 第1非常配備体制（2号配備）は、災害警戒本部・災害対策本部配備体制表に示す、町内で震度6弱の地震が観測されたとき、災害の状況により町長が必要と認めたとき、災害対策本部（本部長 町長）を設置し、第1非常配備を行う。

イ 第2非常配備体制（3号配備）は、町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、町内全域に災害の発生するおそれがある場合、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合など災害の状況により町長が必要と認めたとき、災害対策本部（本部長 町長）を設置し、応急対策を実施する。配備体制は第2非常配備体制とする。

なお、本部を設置した場合、総務課長はその旨を住民に広報するとともに、防災関係機関に通知する。

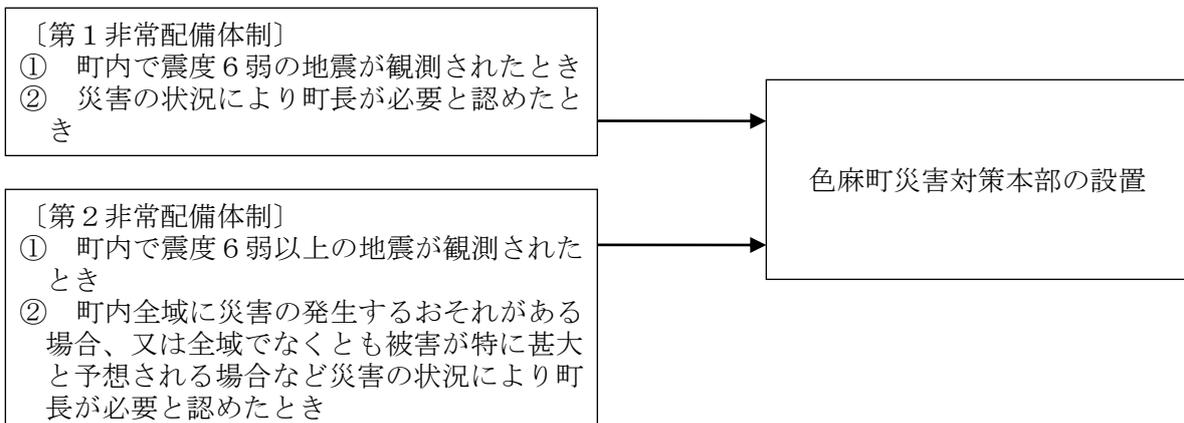


表 災害警戒本部・災害対策本部配備体制表

本部体制	配備体制	発令区分	配備する課等	活動内容等
災害警戒本部	0号配備 (警戒配備) [発令者：総務課長]	(1) 町内に次の警報の1つ以上が発表されたとき。 ①大雨警報 ②大雪警報 ③暴風警報 (2) 町内で震度5弱の地震が観測されたとき。 (3) 町内に異常な状況が発生し、総務課長が必要と認めたとき。	総務課 建設水道課 農林課 町有施設の管理担当課 [関係各課等の係長等以上、又は関係各課長等が必要と認める所要人員]	①被害情報等の収集 ②行政区内状況の電話による情報収集 ③巡視及び警戒 ④県等への連絡
	1号配備 (特別警戒配備) [本部長：副町長]	(1) 町内に上記の警報が1つ以上発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時、又は局地的な災害が発生したとき。 (2) 町内に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 (3) 町内で震度5強の地震が観測されたとき。 (4) 災害の状況により副町長が必要と認めたとき。	すべての課等 [係長等以上及び所要人員] (災害対策本部に移行できる体制)	①被害情報等の収集 ②警戒及び現地確認 ③住民への周知 ④県及び関係機関への連絡 ⑤応急対策の実施
災害対策本部	2号配備 (第1非常配備体制) [本部長：町長]	(1) 町内で広範囲かつ大規模な災害の発生が予想される時、又は発生したとき。 (2) 町内に大雨、暴風、暴風雪、大雪の特別警報が発表されたとき。 (3) 町内で震度6弱の地震が観測されたとき。 (4) 災害の状況により町長が必要と認めたとき。	災害対策本部を構成する各課等 [係長等以上及び応急対策に必要な人員]	①地域内状況の情報収集及び現地確認 ②避難誘導 ③関係機関等への連絡 ④住民への広報 ⑤応急対策の実施 ⑥応援要請
	3号配備 (第2非常配備体制) [本部長：町長]	(1) 町内に激甚な災害が発生したとき。 (2) 町内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。 (3) 町内全域に災害の発生するおそれがある場合、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予想される場合など、災害の状況により町長が必要と認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員	組織の全力を挙げて応急対策を実施する。

(2) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震等を覚知した場合、各々

所定の人員は自主的に登庁し、配備につく。

第5 消防機関の活動

消防機関の活動は、第1編 第3章 第1節「第5 消防機関の活動」の定めに準ずる。

第6 交通安全指導員・防犯実働隊の活動

交通安全指導員・防犯実働隊の活動は、第1編 第3章 第1節「第6 交通安全指導員・防犯実働隊の活動」の定めに準ずる。

第7 県との連携

県との連携は、第1編 第3章 第1節「第7 県との連携」の定めに準ずる。

第2節 情報の収集・伝達

総務課・仙台管区气象台・消防団・防災関係機関

第1 目的

地震の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く住民等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、町及び各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整える。

第2 緊急地震速報

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又は長周期地震動階級1以上、マグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合を特別警報に位置付けている。

仙台管区气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

※ 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて受理した町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線、有線放送等により、住民等への伝達に努める。

また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達にあたっては、町防災行政無線、有線放送をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。そのため町は下記の内容を住民へ周知する。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ・大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

第3 地震情報

仙台管区気象台は、地震情報を伝達する。町はこれら気象台からの情報を、迅速かつ的確に把握し防災関係機関等へ伝達し、報道関係機関等の協力を得て住民に周知するように努める。

1 情報の種類と内容

地震情報については、地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報が発表される。

資料編 3-2-1 「気象情報の種類と発表の基準」

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1以上	

震源・震度情報	<ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・津波注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村ごとの観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表※ 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

2 仙台管区气象台からの情報の伝達

- (1) 仙台管区气象台は地震情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより町等の関係機関へ伝達する。
- (2) 緊急を要する地震等については、地上系の補完として、直接町等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、総務省消防庁から同報送信されている。
- (3) 報道機関は、地震情報を住民に広く周知することに努める。

3 その他の情報等の発表

仙台管区气象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

また、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨によ

る土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。

第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報

1 情報発信条件

- (1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw（モーメントマグニチュード）7.0以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。
- (2) 想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。

2 情報発信の流れ

気象庁において一定精度のMwを推定（地震発生後15分～2時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。

3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容

- (1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。
- (2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。

4 情報に関する留意事項

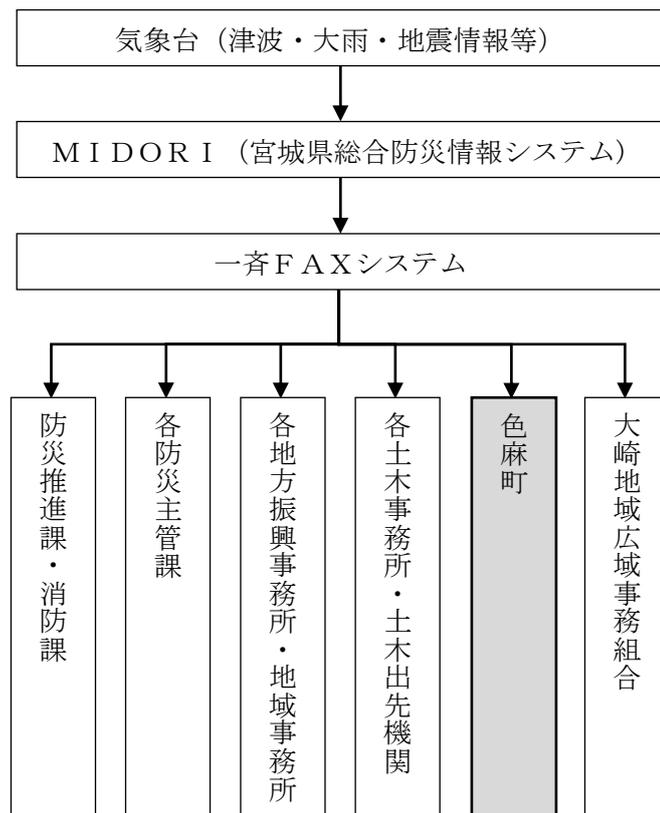
- (1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。
- (2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。
 - ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するというお知らせするものではない。
 - イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経つほど低くなる。
 - ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
 - エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
 - オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
 - カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が一回り小さいMw8クラスの地震等にも備える必要がある。
 - キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。
 - ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

第5 地震情報の収集・伝達

1 地震に関する情報の収集

- (1) 町は、地震に関する情報を受領した場合は、直ちに、その内容のラジオ、テレビ等の報道に特に注意するとともに、警察署及び消防本部と連絡を密にし、的確な地震情報の把握に努める。
- (2) 町は、気象庁が発表した地震情報等について、県（総合防災情報システム（MIDORI）等）を経由する連絡網等により収集する。

＜宮城県総合情報システム（MIDORI）＞



2 収集した情報の伝達

町は、収集した地震の情報を次により伝達する。

(1) 伝達基準

警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき

(2) 伝達内容

- ア 警戒本部又は災害対策本部の設置
- イ 地震情報の内容
- ウ 発生が予想される災害の内容（地震情報が未発表のとき）

(3) 伝達系統

ア 本部内の伝達

総務課長は、勤務時間内に地震に関する情報の通知を受けたときは、関係各課長に通知する。

イ 住民に対する広報

住民に対する地震に関する情報の広報は、おおむね次の方法による。

<地震に関する情報伝達系統図>

伝達元	伝達手段(例)	伝達先
県、仙台管区気象台等	<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県総合防災情報システム(MIDORI) ・震度情報ネットワークシステム ・電話(衛星電話)、FAX等 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部総務課 ・大崎地域広域行政事務組合 ・加美警察署等
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・電話(携帯電話等を含む) ・J-ALERT ・町有線放送、有線電話、広報車、インターネット、サイレン、口頭、文書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(各配備態勢による) ※自主的な参集が原則 ・消防団 ・町民 ・色麻学園 ・加美よつば農業協同組合 ・色麻土地改良区 ・報道(放送)機関等
報道(放送)機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民

第6 災害情報収集・伝達

災害情報収集・伝達は、第1編 第3章 第3節「第2 災害情報収集・伝達」の定めに基づる。

資料編 3-3-1 「災害情報等の連絡系統図」

資料編 3-3-2 「市町村被害状況報告要領」

資料編 様式-1 「被害状況の報告(様式第1・2号)」

第7 通信・放送手段の確保

通信・放送手段の確保は、第1編 第3章 第4節「第2 防災行政無線施設」「第3 災害時の通信連絡」の定めに基づる。

第8 放送の依頼

放送の依頼は、第1編 第3章 第4節「第4 放送の依頼」の定めに基づる。

第9 急使の派遣

急使の派遣は、第1編 第3章 第4節「第5 急使の派遣」の定めに基づる。

第3節 災害広報活動

総務課・関係各課

第1 目的

町は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。

また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、情報の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。

第2 実施機関及び担当業務

実施機関及び担当業務は、第1編 第3章 第5節「第2 実施機関及び担当業務」の定めに基づる。

第3 社会的混乱の防止

社会的混乱の防止は、第1編 第3章 第5節「第3 社会的混乱の防止」の定めに基づる。

第4 広報の実施事項

広報の実施事項は、第1編 第3章 第5節「第4 広報の実施事項」の定めに基づる。

第5 広報実施方法

広報実施方法は、第1編 第3章 第5節「第5 広報実施方法」の定めに基づる。

第6 安否情報

安否情報は、第1編 第3章 第5節「第6 安否情報」の定めに基づる。

第4節 相互応援活動

総務課

第1 目的

大規模地震による災害の状況により、本町のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、町は、他の市町村や防災関係機関等に応援要請し、連携を図りながら、防災活動に万全を期する。なお、応援協定等の締結状況等については「第1編 第2章 第12節 相互応援体制の整備」による。

第2 市町村間の相互応援活動

市町村間の相互応援活動は、第1編 第3章 第7節「第2 市町村間の相互応援活動」の定めに準ずる。

第3 消防機関の相互応援活動

消防機関の相互応援活動は、第1編 第3章 第7節「第3 消防機関の相互応援活動」の定めに準ずる。

第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ

緊急消防援助隊の応援要請及び受入れは、第1編 第3章 第7節「第4 緊急消防援助隊の応援要請及び受入れ」の定めに準ずる。

第5 広域的な応援体制

広域的な応援体制は、第1編 第3章 第7節「第5 広域的な応援体制」の定めに準ずる。

第6 その他の応援活動

その他の応援活動は、第1編 第3章 第7節「第6 その他の応援活動」の定めに準ずる。

第7 受入れ体制の確保

受入れ体制の確保は、第1編 第3章 第7節「第7 受入れ体制の確保」の定めに準ずる。

第8 他県等への応援体制

他県等への応援体制は、第1編 第3章 第7節「第8 他県等への応援体制」の定めに準ずる。

第5節 災害救助法の適用

総務課・保健福祉課

第1 目的

町は、大規模地震による被害が大きい場合は、住民の生命・財産を守り、応急対策を行うため、知事に対し災害救助法の適用を要請し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、第1編 第3章 第8節「第2 災害救助法の適用」の定めに準ずる。

第3 救助の実施の委任

救助の実施の委任は、第1編 第3章 第8節「第3 救助の実施の委任」の定めに準ずる。

資料編 3-8-1 「災害救助事務処理フロー」

資料編 3-8-2 「災害救助法による救助の方法、程度及び期間」

第6節 自衛隊の災害派遣

総務課

第1 目的

町は、大規模地震災害に際しては人命又は財産保護のため、特に必要があると認められる場合は、知事（防災推進課）等に対し自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び災害対策基本法第68条の2の規定により、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第2 災害派遣の基準及び要請の手続き

災害派遣の基準及び要請の手続きは、第1編 第3章 第9節「第2 災害派遣の基準及び要請の手続き」の定めに準ずる。

資料編 3-9-1 「自衛隊災害派遣要請先」

資料編 様式-2 「自衛隊災害派遣要請（依頼）、（撤収）様式」

第3 自衛隊との連絡調整

自衛隊との連絡調整は、第1編 第3章 第9節「第3 自衛隊との連絡調整」の定めに準ずる。

第4 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の活動内容は、第1編 第3章 第9節「第4 派遣部隊の活動内容」の定めに準ずる。

第5 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れ体制は、第1編 第3章 第9節「第5 派遣部隊の受入れ体制」の定めに準ずる。

資料編 3-9-2 「臨時ヘリポートの設定基準」

第6 派遣部隊の撤収

派遣部隊の撤収は、第1編 第3章 第9節「第6 派遣部隊の撤収」の定めに準ずる。

第7 経費の負担

経費の負担は、第1編 第3章 第9節「第7 経費の負担」の定めに準ずる。

第7節 救急・救助活動

総務課・保健福祉課・消防団・加美消防署・加美警察署

第1 目的

大規模災害が発生した場合、家屋の倒壊、落下物及び出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町及び防災関係機関等は連絡を密にし速やかな応急対策を実施する。

また、被害が多方面に広がることが予想されることから、住民、行政区、自主防災組織、事業所においても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 町の活動

町の活動は、第1編 第3章 第10節「第2 町の活動」の定めに準ずる。

第3 消防機関の活動

消防機関の活動は、第1編 第3章 第10節「第3 消防機関の活動」の定めに準ずる。

第4 加美警察署の活動

加美警察署の活動は、第1編 第3章 第10節「第4 加美警察署の活動」の定めに準ずる。

第5 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等の活動は、第1編 第3章 第10節「第5 住民及び自主防災組織等の活動」の定めに準ずる。

第6 惨事ストレス対策

惨事ストレス対策は、第1編 第3章 第10節「第6 惨事ストレス対策」の定めに準ずる。

第7 感染症対策

感染症対策は、第1編 第3章 第10節「第7 感染症対策」の定めに準ずる。

第8 救助・救急用資機材の整備

救助・救急用資機材の整備は、第1編 第3章 第10節「第8 救助・救急用資機材の整備」の定めに準ずる。

第8節 医療救護活動

保健福祉課・公立加美病院・加美郡医師会・日赤宮城県支部色麻町分区

第1 目的

大規模地震災害時には、同時に多数の負傷者等が発生し、迅速な医療救護が要求されるため、町は、緊急的な対応策や医療関係機関と連携を図りながら迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

第2 災害に関する情報の収集及び伝達

災害に関する情報の収集及び伝達は、第1編 第3章 第11節「第2 災害に関する情報の収集及び伝達」の定めに準ずる。

第3 医療救護活動

医療救護活動は、第1編 第3章 第11節「第3 医療救護活動」の定めに準ずる。

資料編 3-11-1 「救護所設置予定施設」

第4 医薬品及び医療資機材の調達

医薬品及び医療資機材の調達は、第1編 第3章 第11節「第4 医薬品及び医療資機材の調達」の定めに準ずる。

第5 在宅要医療患者の医療救護体制

在宅要医療患者の医療救護体制は、第1編 第3章 第11節「第5 在宅要医療患者の医療救護体制」の定めに準ずる。

資料編 3-11-2 「救急告示病院一覧」

第9節 消火活動

総務課・大崎地域広域行政事務組合消防本部・加美消防署・消防団

第1 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、町、県はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

具体的な消防活動は「色麻町消防計画」に基づいて実施する。

第2 消火活動の基本

消火活動の基本は、第1編 第3章 第33節「第2 消火活動の基本」の定めに準ずる。

第3 町の対応

町の対応は、第1編 第3章 第33節「第3 町の対応」の定めに準ずる。

第4 消防機関等の活動

消防機関等の活動は、第1編 第3章 第33節「第4 消防機関等の活動」の定めに準ずる。

第5 事業所の活動

事業所の活動は、第1編 第3章 第33節「第5 事業所の活動」の定めに準ずる。

第6 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動は、第1編 第3章 第33節「第6 自主防災組織の活動」の定めに準ずる。

第7 住民の活動

住民の活動は、第1編 第3章 第33節「第7 住民の活動」の定めに準ずる。

第10節 交通・輸送活動

総務課・建設水道課・加美警察署・北部土木事務所・交通安全指導員

第1 目的

大規模地震災害発生に際し、住民の生命の保全、住民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

町は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うため、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を実施する。

また、災害時において、交通の安全又は緊急輸送を確保するため、交通規制、緊急通行車両の運行確保等の必要措置を防災関係機関と密接な連携を保ちながら実施し、交通確保の万全を図る。

第2 町の活動

町の活動は、第1編 第3章 第12節「第2 町の活動」の定めに準ずる。

資料編 3-12-1 「町保有車両一覧」

第3 陸上交通の確保

陸上交通の確保は、第1編 第3章 第12節「第3 陸上交通の確保」の定めに準ずる。

資料編 3-12-2 「緊急車両等の確認申出書類等様式、標章」

第11節 ヘリコプターの活動

総務課・企画財政課・加美消防署

第1 目的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 町の体制

町の体制は、第1編 第3章 第13節「第2 町の体制」の定めに準ずる。

第12節 避難活動

総務課・保健福祉課・地域振興課・教育委員会・消防団・
加美警察署・加美消防署・交通安全指導員・防犯実働隊

第1 目的

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難の指示等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたる。

1 避難の原則

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」であり、各人が自らの判断で行動をとることが原則である。

2 住民がとるべき避難行動

地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから、周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。

第2 避難の指示等

避難の指示等は、第1編 第3章 第14節「第3 避難の指示等」の定めに準ずる。

第3 避難の指示等の内容及び周知

避難の指示等の内容及び周知は、第1編 第3章 第14節「第4 避難の指示等の内容及び周知」の定めに準ずる。

第4 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第1編 第3章 第14節「第5 警戒区域の設定」の定めに準ずる。

第5 避難誘導

避難の方法は、第1編 第3章 第14節「第6 避難誘導」の定めに準ずる。

第6 避難所の開設及び運営

避難所の開設及び運営は、第1編 第3章 第14節「第8 避難所の開設及び運営」の定めに準ずる。

資料編 2-15-1 「指定避難所・指定緊急避難場所、福祉避難所」

第7 避難情報の発令等による広域避難

避難情報の発令等による広域避難は、第1編 第3章 第14節「第9 避難情報の発令等による広域避難」の定めに準ずる。

第8 避難長期化への対処

避難長期化への対処は、第1編 第3章 第14節「第10 避難長期化への対処」の定めに準ずる。

第9 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、第1編 第3章 第14節「第11 帰宅困難者対策」の定めに準ずる。

第10 孤立集落の安否確認対策

孤立集落の安否確認対策は、第1編 第3章 第14節「第12 孤立集落の安否確認対策」の定めに準ずる。

第11 広域避難者への支援

広域避難者への支援は、第1編 第3章 第14節「第13 広域避難者への支援」の定めに準ずる。

資料編 3-14-1 「避難者の受入れ報告又は通知義務一覧」

第12 在宅避難者への支援

在宅避難者への支援は、第1編 第3章 第14節「第14 在宅避難者への支援」の定めに準ずる。

第13節 応急仮設住宅等の確保

建設水道課

第1 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。これら被災者は、被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備をはじめ、空き家になっている町営住宅への入居のあっせん、民間賃貸住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施する。

第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理

応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理は、第1編 第3章 第15節「第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備と維持管理」の定めに準ずる。

資料編 3-15-1 「応急仮設住宅候補地一覧」

第3 公営住宅の活用等

公営住宅の活用等は、第1編 第3章 第15節「第3 公営住宅の活用等」の定めに準ずる。

第4 民間賃貸住宅の活用等

民間賃貸住宅の活用等は、第1編 第3章 第15節「第4 民間賃貸住宅の活用等」の定めに準ずる。

第5 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備

応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備は、第1編 第3章 第15節「第5 応急仮設住宅等の入居者等への支援体制の整備」の定めに準ずる。

第6 住宅の応急修理

住宅の応急修理は、第1編 第3章 第15節「第6 住宅の応急修理」の定めに準ずる。

第7 建築資材及び建築技術者の確保

建築資材及び建築技術者の確保は、第1編 第3章 第15節「第7 建築資材及び建築技術者の確保」の定めに準ずる。

第14節 相談活動

町民生活課・税務会計課

第1 目的

大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、町の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応する。

第2 町の相談活動

町の相談活動は、第1編 第3章 第16節「第2 町の相談活動」の定めに準ずる。

第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動

保健福祉課・総務課・町民生活課・色麻町社会福祉協議会

第1 目的

大規模地震災害時には、特に要配慮者や旅行者に対する様々な応急対策が必要となる。

このため、町、県、防災関係機関及び社会福祉団体は、必要な諸施策について速やかに実施する。

第2 高齢者・障がい者等への支援活動

高齢者・障がい者等への支援活動は、第1編 第3章 第17節「第2 高齢者・障がい者等への支援活動」の定めに準ずる。

第3 外国人への支援活動

外国人への支援活動は、第1編 第3章 第17節「第3 外国人への支援活動」の定めに準ずる。

第4 旅行者への支援活動

旅行者への支援活動は、第1編 第3章 第17節「第4 旅行者への支援活動」の定めに準ずる。

第16節 愛玩動物の収容対策

町民生活課・大崎保健所

第1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物・負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、(公社)宮城県獣医師会との間に締結した「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書」に基づき、被災動物の救護や応急処置を要請するとともに、関係機関との協力体制を確立しながら必要な施策を実施する。

第2 被災地域における動物の保護

被災地域における動物の保護は、第1編 第3章 第18節「第2 被災地域における動物の保護」の定めに準ずる。

第3 避難所における動物の適正な飼育

避難所における動物の適正な飼育は、第1編 第3章 第18節「第3 避難所における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第4 仮設住宅における動物の適正な飼育

仮設住宅における動物の適正な飼育は、第1編 第3章 第18節「第4 仮設住宅における動物の適正な飼育」の定めに準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動

総務課・農林課・地域振興課・保健福祉課・建設水道課・教育委員会・東北農政局

第1 目的

町は、大規模地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行う。

なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調など、被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

また、調達物資の選定にあたっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

第2 食料

食料の調達・供給活動は、第1編 第3章 第19節「第2 食料」の定めに準ずる。

資料編 3-19-1「炊き出しの協力団体及び実施場所」

資料編 3-19-2「緊急時の食料等の調達系統図」

第3 飲料水

飲料水の調達・供給活動は、第1編 第3章 第19節「第3 飲料水」の定めに準ずる。

第4 生活物資

生活物資の調達・供給活動は、第1編 第3章 第19節「第4 生活物資」の定めに準ずる。

第5 物資の輸送体制

物資の輸送体制は、第1編 第3章 第19節「第5 物資の輸送体制」の定めに準ずる。

第6 義援物資の受入れ、配分

義援物資の受入れ、配分は、第1編 第3章 第19節「第6 義援物資の受入れ、配分」の定めに準ずる。

第7 燃料の調達・供給

燃料の調達・供給活動は、第1編 第3章 第19節「第7 燃料の調達・供給」の定めに準ずる。

第18節 防疫・保健衛生活動

町民生活課・保健福祉課・公立加美病院・建設水道課・北部保健福祉事務所・大崎保健所

第1 目的

大規模地震災害時には、被災地、特に指定避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

第2 防疫

防疫活動は、第1編 第3章 第20節「第2 防疫」の定めに準ずる。

第3 保健対策

保健対策は、第1編 第3章 第20節「第3 保健対策」の定めに準ずる。

第4 食品衛生対策

食品衛生対策は、第1編 第3章 第20節「第4 食品衛生対策」の定めに準ずる。

第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬

町民生活課・総務課・消防団・加美消防署・加美警察署・大崎地域広域行政事務組合

第1 目的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、町は、防災関係機関と連携し、これらの搜索・処理を速やかに行う。

第2 遺体等の搜索

遺体等の搜索は、第1編 第3章 第21節「第2 遺体等の搜索」の定めに準ずる。

資料編 様式－5「行方不明者搜索、遺体処理・収容・埋葬（記録）様式」

第3 遺体の処理、収容

遺体の処理、収容は、第1編 第3章 第21節「第3 遺体の処理、収容」の定めに準ずる。

資料編 様式－5「行方不明者搜索、遺体処理・収容・埋葬（記録）様式」

第4 遺体の火葬、埋葬

遺体の火葬、埋葬は、第1編 第3章 第21節「第4 遺体の火葬、埋葬」の定めに準ずる。

資料編 様式－5「行方不明者搜索、遺体処理・収容・埋葬（記録）様式」

第5 費用

行方不明者の搜索、遺体等の処理・埋葬費用は、第1編 第3章 第21節「第5 費用」の定めに準ずる。

資料編 3-21-1「遺体の一時保存所及び埋葬予定場所一覧」

第20節 災害廃棄物処理活動

町民生活課・大崎地域広域行政事務組合・総務課・建設水道課

第1 目的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊及び火災等によって多量の災害廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、町は、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。

第2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、第1編 第3章 第22節「第2 災害廃棄物の処理」の定めに準ずる。

第3 処理体制

災害廃棄物処理体制は、第1編 第3章 第22節「第3 処理体制」の定めに準ずる。

第4 処理方法

災害廃棄物処理方法は、第1編 第3章 第22節「第4 処理方法」の定めに準ずる。

資料編 3-22-1「ごみ処理場一覧」

第5 清掃資機材の調達

清掃資機材の調達は、第1編 第3章 第22節「第5 清掃資機材の調達」の定めに準ずる。

第6 推進方策

災害廃棄物処理活動推進方策は、第1編 第3章 第22節「第6 推進方策」の定めに準ずる。

第21節 社会秩序維持活動

総務課・地域振興課・加美警察署・防犯実働隊

第1 目的

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により、食料・生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買占め等が起こるおそれがある。

このため、町及び関係機関は、被災者の生活再建へ向けて物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じる。

第2 町の活動

町社会秩序の維持活動は、第1編 第3章 第23節「第2 町の活動」の定めに準ずる。

第3 警察の活動

警察社会秩序の維持活動は、第1編 第3章 第23節「第3 警察の活動」の定めに準ずる。

第22節 教育活動

教育委員会・教育総務課・生涯学習課・学校長・北部教育事務所

第1 目的

教育委員会は、大規模地震災害により学校教育施設等が被災し、又は児童生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒の教育対策等必要な措置を講じる。

第2 避難措置

学校等の避難措置は、第1編 第3章 第24節「第2 避難措置」の定めに準ずる。

第3 学校等施設等の応急措置

学校等施設等の応急措置は、第1編 第3章 第24節「第3 学校等施設等の応急措置」の定めに準ずる。

第4 教育の実施

教育の実施は、第1編 第3章 第24節「第4 教育の実施」の定めに準ずる。

第5 心身の健康管理

心身の健康管理は、第1編 第3章 第24節「第5 心身の健康管理」の定めに準ずる。

第6 学用品等の調達

学用品等の調達は、第1編 第3章 第24節「第6 学用品等の調達」の定めに準ずる。

第7 学校給食対策

学校給食対策は、第1編 第3章 第24節「第7 学校給食対策」の定めに準ずる。

第8 通学手段の確保

通学手段の確保は、第1編 第3章 第24節「第8 通学手段の確保」の定めに準ずる。

第9 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置は、第1編 第3章 第24節「第9 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置」の定めに準ずる。

第10 災害応急対策への生徒の協力

災害応急対策への生徒の協力は、第1編 第3章 第24節「第10 災害応急対策への生徒の協力」の定めに準ずる。

第11 文化財等の応急措置

文化財等の応急措置は、第1編 第3章 第24節「第11 文化財等の応急措置」の定めに基づ

る。

第23節 防災資機材及び労働力の確保

総務課・建設水道課・農林課

第1 目的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達、確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、町及び防災関係機関は、災害時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう、万全を期する。

第2 緊急使用のための資機材の調達

緊急使用のための資機材の調達は、第1編 第3章 第25節「第2 緊急使用のための資機材の調達」の定めに準ずる。

第3 労働者の確保

緊急時の労働者の確保は、第1編 第3章 第25節「第3 労働者の確保」の定めに準ずる。

第4 応援要請による技術者等の動員

応援要請による技術者等の動員は、第1編 第3章 第25節「第4 応援要請による技術者等の動員」の定めに準ずる。

第5 従事命令等による応急措置の業務

従事命令等による応急措置の業務は、第1編 第3章 第25節「第5 従事命令等による応急措置の業務」の定めに準ずる。

資料編 様式－6「公用負担命令権限証・公用負担命令書」

第6 労働力の配分

労働力の配分は、第1編 第3章 第25節「第6 労働力の配分」の定めに準ずる。

第24節 公共土木施設等の応急対策

建設水道課・農林課・町民生活課・北部土木事務所・北部地方振興事務所

第1 目的

道路及び交通機関等の交通基盤、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため、町及びこれらの施設の管理者は、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

第2 道路施設

道路施設の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第2 道路施設」の定めに基づき、

第3 河川管理施設等

河川管理施設等の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第3 河川管理施設等」の定めに基づき、

第4 砂防等関係施設

砂防等関係施設の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第4 砂防等関係施設」の定めに基づき、

第5 林道、治山施設

林道、治山施設の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第5 林道、治山施設」の定めに基づき、

第6 農地、農業用施設

農地、農業用施設の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第6 農地、農業用施設」の定めに基づき、

第7 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の応急対策は、第1編 第3章 第26節「第7 廃棄物処理施設」の定めに基づき、

第8 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施

地震被害による住宅の安全性を確認し、住民の不安を解消するとともに、余震による二次被害を軽減するため、必要と認めるときは、建築物等の危険度を判定し、その判定結果を表示する。

1 被災建築物応急危険度判定

町は、県の支援を受けて、「被災建築物応急危険度判定必携（一般財団法人日本建築防災協

会、全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき、被災建築物応急危険度判定士の協力を得て、次により被災建築物の応急危険度判定を行う。

(1) 本部長が判定実施を決定した場合は、災害対策本部の下に実施本部を設置する。

(2) 実施本部は、次の業務にあたる。

- ア 被災状況の把握
- イ 判定実施計画の策定
- ウ 県本部長への支援要請
- エ 被災建築物応急危険度判定士の受入れ
- オ 判定の実施及び判定結果の集計、報告
- カ 住民への広報
- キ その他判定資機材の配布

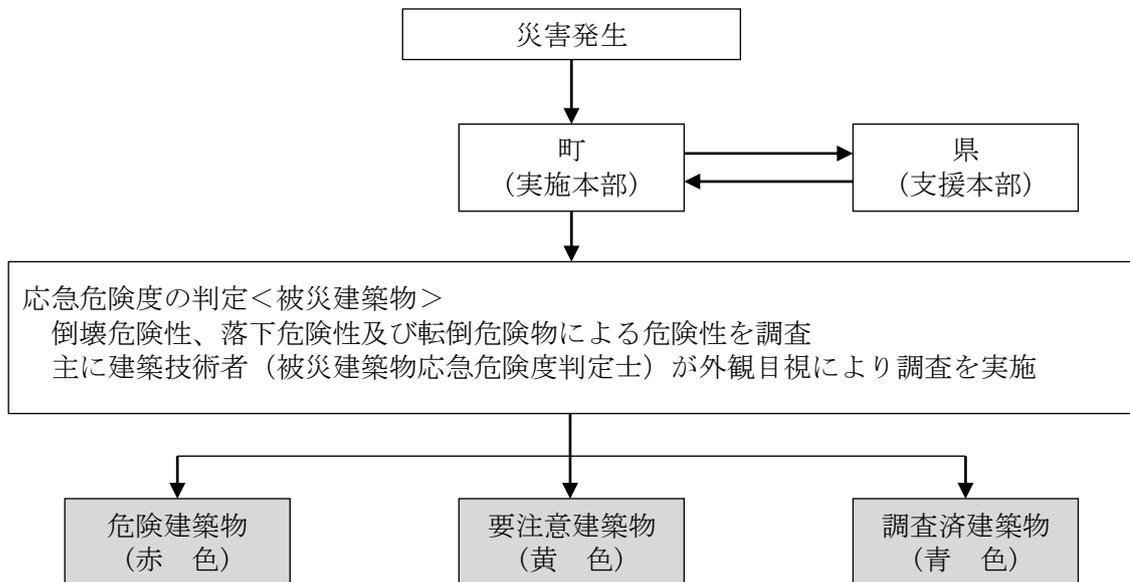
(3) 被災建築物応急危険度判定士の業務

被災建築物応急危険度判定士は、業務マニュアルに基づき、判定を実施し判定結果を表示する。

ア 建築物の被害程度に応じて、「危険建築物」、「要注意建築物」、「調査済建築物」の3区分に判定する。

イ 判定結果は、当該建築物の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。

ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



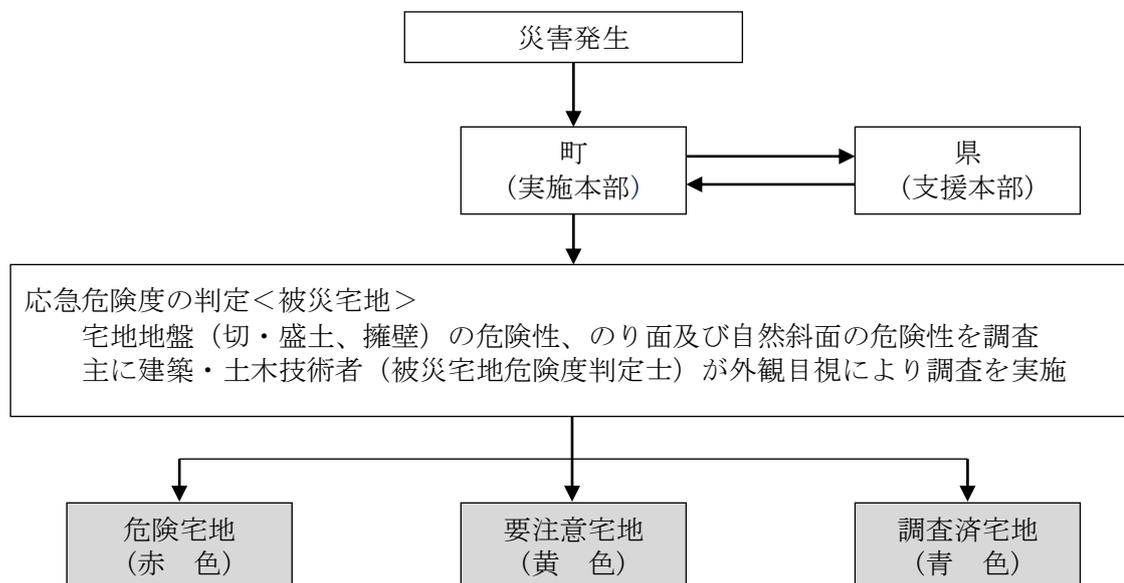
2 被災宅地危険度判定

町は、県の支援を受けて「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき、被災宅地危険度判定士の協力を得て、次により被災宅地の危険度判定を行う。

(1) 被災宅地危険度判定士の業務

被災宅地危険度判定士は、次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- ア 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- イ 判定結果は、当該宅地の見やすい場所に判定ステッカーを表示する。
- ウ 判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。



第25節 ライフライン施設等の応急復旧

総務課・建設水道課・東日本電信電話(株)宮城事業部・
東北電力(株)宮城支店・(一社)宮城県エルピーガス協会

第1 目的

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体及び財産が危険にさらされることとなるため、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、町及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努め、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。

なお、町は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

第2 水道施設

水道施設の応急対策は、第1編 第3章 第27節「第2 水道施設」の定めに準ずる。

資料編 2-12-26 「(公社)日本水道協会宮城県支部災害時相互応援計画」

第3 下水道施設

下水道施設の応急対策は、第1編 第3章 第27節「第3 下水道施設」の定めに準ずる。

第4 電力施設

電力施設の応急対策は、第1編 第3章 第27節「第4 電力施設」の定めに準ずる。

第5 ガス施設

ガス施設の応急対策は、第1編 第3章 第27節「第5 ガス施設」の定めに準ずる。

資料編 2-12-27 「(一社)宮城県エルピーガス協会大崎第三支部
夜間・休日ガス防災協力体制実施要綱」

第6 電信・電話施設

電信・電話施設の応急対策は、第1編 第3章 第27節「第6 電信・電話施設」の定めに準ずる。

第26節 危険物施設等の安全確保

総務課・加美消防署・加美警察署・消防団

第1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流失及びその他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、町、消防、警察等関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。

第2 住民への広報

危険物施設等の安全確保のための住民への広報は、第1編 第3章 第35節「第2 住民への広報」の定めに準ずる。

第3 危険物施設

安全確保のための危険物施設の応急対策は、第1編 第3章 第35節「第3 危険物施設」の定めに準ずる。

第4 高圧ガス施設

安全確保のための高圧ガス施設の応急対策は、第1編 第3章 第35節「第4 高圧ガス施設」の定めに準ずる。

第5 火薬類製造施設等

安全確保のための火薬類製造施設等の応急対策は、第1編 第3章 第35節「第5 火薬類製造施設等」の定めに準ずる。

第6 毒物劇物貯蔵施設

安全確保のための毒物劇物貯蔵施設の応急対策は、第1編 第3章 第35節「第6 毒物劇物貯蔵施設」の定めに準ずる。

第7 環境モニタリング

環境モニタリングは、第1編 第3章 第35節「第8 環境モニタリング」の定めに準ずる。

第27節 農林業の応急対策

農林課・加美よつば農業協同組合・宮城県農業共済組合中央支所・色麻土地改良区・

大崎森林組合・宮城北部森林管理署・北部地方振興事務所・大崎保健所・北部家畜保健衛生所

第1 目的

大規模地震により農業生産基盤、林道、治山施設、養殖施設等の施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や、燃料・電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため町は、県及び各関係機関等と相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な応急対策を実施する。

第2 農産物

農産物の応急対策は、第1編 第3章 第28節「第2 農産物」の定めに準ずる。

第3 畜産

畜産の応急対策は、第1編 第3章 第28節「第3 畜産」の定めに準ずる。

第4 林産物

林業の応急対策は、第1編 第3章 第28節「第4 林産物」の定めに準ずる。

第28節 二次災害・複合災害防止対策

総務課・建設水道課・農林課・地域振興課・加美警察署・加美消防署・消防団

第1 目的

二次災害とは、地震等による自然災害が生じた後、災害調査・人命救助などに伴う災害、土石流の災害地に入った救援隊が受けるおそれのある災害など二次的に生ずる災害を指す。

特に、東日本大震災のように広範囲にわたり発生した災害については、それに関連する様々な事象について対応策を講じる。

第2 二次災害の防止活動

二次災害の防止活動は、第1編 第3章 第29節「第2 二次災害の防止活動」の定めに基づき、次の対策を実施する。

1 地震・誘発地震

町は、地震による建築物、構造物の倒壊等の二次災害に備え、特に復旧作業中などの場合、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。

第3 風評被害等の軽減対策

風評被害等の軽減対策は、第1編 第3章 第29節「第3 風評被害等の軽減対策」の定めに基づき、準ずる。

第4 複合災害軽減対策

町は、地震、火災、大雨、原子力災害等の複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合、災害の全体像を把握するとともに、対応の優先順位をつけ具体的なスケジュールを立案し対策の実施に努める。

- (1) 町は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合には、情報の収集・連絡・調整のための要員の配置調整など、必要な調整を行う。
- (2) 町は複合災害時には、国、県とも連携し、複合災害時に相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制、複数の通信手段の確保に努める。
- (3) 県、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達にあたり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。
- (4) 複合災害時において、県、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

第29節 応急公用負担等の実施

総務課・加美警察署・加美消防署・消防団

第1 目的

大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは区域内の住民等を応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を講じ応急対策の万全を図る。

第2 応急公用負担等の権限

応急公用負担等の権限は、第1編 第3章 第30節「第2 応急公用負担等の権限」の定めに基づる。

第3 公用令書の交付

公用令書の交付は、第1編 第3章 第30節「第3 公用令書の交付」の定めに基づる。

資料編 様式－6「公用負担命令権限証・公用負担命令書」

第4 手続き

応急公用負担等の手続きは、第1編 第3章 第30節「第4 手続き」の定めに基づる。

第5 損失補償及び損害補償等

応急公用負担等損失補償及び損害補償等は、第1編 第3章 第30節「第5 損失補償及び損害補償等」の定めに基づる。

第30節 ボランティア活動

総務課・保健福祉課・色麻町社会福祉協議会・日赤宮城県支部色麻町分区

第1 目的

町は、大規模地震災害時の災害応急対策及び復旧・復興期においては、多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策、復旧・復興対策を実施する。

その際、色麻町社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援・調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、町が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

一般ボランティアの活動は、第1編 第3章 第31節「第2 一般ボランティア」の定めに基づる。

資料編 3-31-1 「災害ボランティアセンター設置運営」

資料編 3-31-2 「色麻町ボランティア友の会会則」

第3 専門ボランティア

専門ボランティアの活動は、第1編 第3章 第31節「第3 専門ボランティア」の定めに基づる。

第4 NPO・NGOとの連携

NPO・NGOとの連携は、第1編 第3章 第31節「第4 NPO・NGOとの連携」の定めに基づる。

第1節 災害復旧・復興計画

町全課等

第1 目的

この計画は、地震発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から地震に強い町づくりを構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等

災害復旧・復興の基本方向の決定等は、第1編 第4章 第1節「第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等」の定めに準ずる。

第3 災害復旧計画

災害復旧計画は、第1編 第4章 第1節「第3 災害復旧計画」の定めに準ずる。

第4 災害復興計画

災害復興計画は、第1編 第4章 第1節「第4 災害復興計画」の定めに準ずる。

第5 災害復興基金の設立等

災害復興基金の設立等は、第1編 第4章 第1節「第5 災害復興基金の設立等」の定めに準ずる。

第2節 生活再建支援

保健福祉課・建設水道課・町民生活課・税務会計課・総務課・色麻町社会福祉協議会

第1 目的

町及び関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。

その際、町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 住宅に関する各種調査

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いや民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第3 罹災証明書の交付

罹災証明書の交付は、第1編 第4章 第2節「第2 罹災証明書の交付」の定めに準ずる。

資料編 様式－7「罹災証明願・証明書様式」

第4 被災者台帳

被災者台帳の作成は、第1編 第4章 第2節「第3 被災者台帳」の定めに準ずる。

第5 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、第1編 第4章 第2節「第4 被災者生活再建支援制度」の定めに準ずる。

資料編 4－2－1「被災者生活再建支援金」

第6 地震保険・共済の活用

家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の保証が得られるよう、町は、住民の地震保険・共済への加入の促進に努める。

第7 資金の貸付け

資金の貸付けは、第1編 第4章 第2節「第5 資金の貸付け」の定めに準ずる。

第8 生活保護

生活保護は、第1編 第4章 第2節「第6 生活保護」の定めに準ずる。

第9 その他救済制度

その他救済制度は、第1編 第4章 第2節「第7 その他救済制度」の定めに準ずる。

資料編 4-2-2 「色麻町災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則」

第10 税負担等の軽減

税負担等の軽減は、第1編 第4章 第2節「第8 税負担等の軽減」の定めに準ずる。

第11 雇用対策

雇用対策は、第1編 第4章 第2節「第9 雇用対策」の定めに準ずる。

第12 相談窓口の設置

相談窓口の設置は、第1編 第4章 第2節「第10 相談窓口の設置」の定めに準ずる。

第3節 住宅復旧支援

建設水道課

第1 目的

町及び関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

一般住宅復興資金の確保は、第1編 第4章 第3節「第2 一般住宅復興資金の確保」の定めに準ずる。

第3 住宅の建設等

住宅の建設等は、第1編 第4章 第3節「第3 住宅の建設等」の定めに準ずる。

第4 防災集団移転促進事業の活用

防災集団移転促進事業の活用は、第1編 第4章 第3節「第4 防災集団移転促進事業の活用」の定めに準ずる。

第4節 産業復興支援

農林課・地域振興課

第1 目的

町は、被災した中小企業者及び農林業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。

第2 中小企業金融対策

中小企業金融対策は、第1編 第4章 第4節「第2 中小企業金融対策」の定めに準ずる。

第3 農林業金融対策

農林業金融対策は、第1編 第4章 第4節「第3 農林業金融対策」の定めに準ずる。

第5節 社会基盤の復興対策

建設水道課・地域振興課

第1 目的

町及び関係機関は、住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路等の主要交通施設及びライフライン、地域保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために社会基盤復興計画を必要に応じて策定する。

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 防災まちづくり

防災まちづくりは、第1編 第4章 第5節「第2 防災まちづくり」の定めに基づる。

第3 想定される計画内容例

想定される計画内容例は、第1編 第4章 第5節「第3 想定される計画内容例」の定めに基づる。

第6節 義援金の受入れ・配分

保健福祉課・日赤宮城県支部色麻町分区・色麻町社会福祉協議会・税務会計課

第1 目的

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金を送られてくることが予想されるため、町は、その受入れ体制を確立し、関係機関と連携して、迅速かつ適切に被災者に配分する。

第2 受入れ

義援金の受入れは、第1編 第4章 第6節「第2 受入れ」の定めに準ずる。

第3 配分

義援金の配分は、第1編 第4章 第6節「第3 配分」の定めに準ずる。

第7節 激甚災害の指定

総務課・建設水道課・関係各課等

第1 目的

町は、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じる。

第2 激甚災害の調査

激甚災害の調査は、第1編 第4章 第7節「第2 激甚災害の調査」の定めに準ずる。

第3 激甚災害指定の手続き

激甚災害指定の手続きは、第1編 第4章 第7節「第3 激甚災害指定の手続き」の定めに準ずる。

第4 特別財政援助の交付（申請）手続き

特別財政援助の交付（申請）手続きは、第1編 第4章 第7節「第4 特別財政援助の交付（申請）手続き」の定めに準ずる。

資料編 4-7-1 「激甚災害指定基準」

第5 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準は、第1編 第4章 第7節「第5 激甚災害指定基準」の定めに準ずる。

資料編 4-7-1 「激甚災害指定基準」

第8節 災害対応の検証

総務課・建設水道課・関係各課等

第1 目的

将来にわたり災害による被害を最小化していくためには、過去の災害から教訓を導きだし、それに対していかに継続的な対策を実施していくかが重要である。

大規模災害発生時の応急対策による取組が、住民の生命や生活を守るために十分に機能したのかを振り返り、その結果を地域防災計画等に反映するなど、防災・減災対策に生かすことにより、町の防災体制の向上や、住民一人ひとりの防災意識の向上など、防災に関する取組の推進及び今後の災害発生時における被害の軽減に資する。

そのため、過去の大地震等については、時間の経過に伴う風化や将来的な災害経験者の高齢化等に伴い、災害に備えるための知恵や教訓が後世に語り継がれないことが懸念されるため、災害対応の検証を実施した際は、災害教訓の伝承資料として、記録集等の作成に努める。

第2 検証の実施

災害対応の検証の実施は、第1編 第4章 第8節「第2 検証の実施」の定めに準ずる。

第3 検証体制

災害対応の検証体制は、第1編 第4章 第8節「第3 検証体制」の定めに準ずる。

第4 検証の対象

災害対応の検証の対象は、第1編 第4章 第8節「第4 検証の対象」の定めに準ずる。

第5 検証手法

災害対応の検証手法は、第1編 第4章 第8節「第5 検証手法」の定めに準ずる。

第6 検証結果の防災対策への反映

災害対応の検証結果の防災対策への反映は、第1編 第4章 第8節「第6 検証結果の防災対策への反映」の定めに準ずる。

第7 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承は、第1編 第4章 第8節「第7 災害教訓の伝承」の定めに準ずる。